

産業環境委員会報告資料

令和8年4月15日

報告事項件名	頁
(1) 令和7年度国内販路拡大支援事業の進捗状況および令和8年度事業について・・・	2
(2) 令和7年度緊急経営資金（原油価格・物価高騰対策資金）の受付状況について・・・	4
(3) 「東京芸術センターホール施設の利用に関わる契約書」「東京芸術センター建物賃貸借契約書」の更新並びに明渡訴訟の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(4) 令和7年度区内中小企業人材採用支援助成金の受付状況について・・・・・・・・	27
(5) 消費喚起策の進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(6) 令和7年度小規模事業者等経営改善補助金の申請状況について・・・・・・・・	42
(7) 「第二次あだち都市農業振興プラン（中間見直し改定版）」の策定について・・・	46
(8) 足立区農業生産資材等高騰対策臨時補助金の新設について・・・・・・・・	48
(9) 「しょうぶまつり&世界の食広場」の開催について・・・・・・・・	49

(産業経済部)

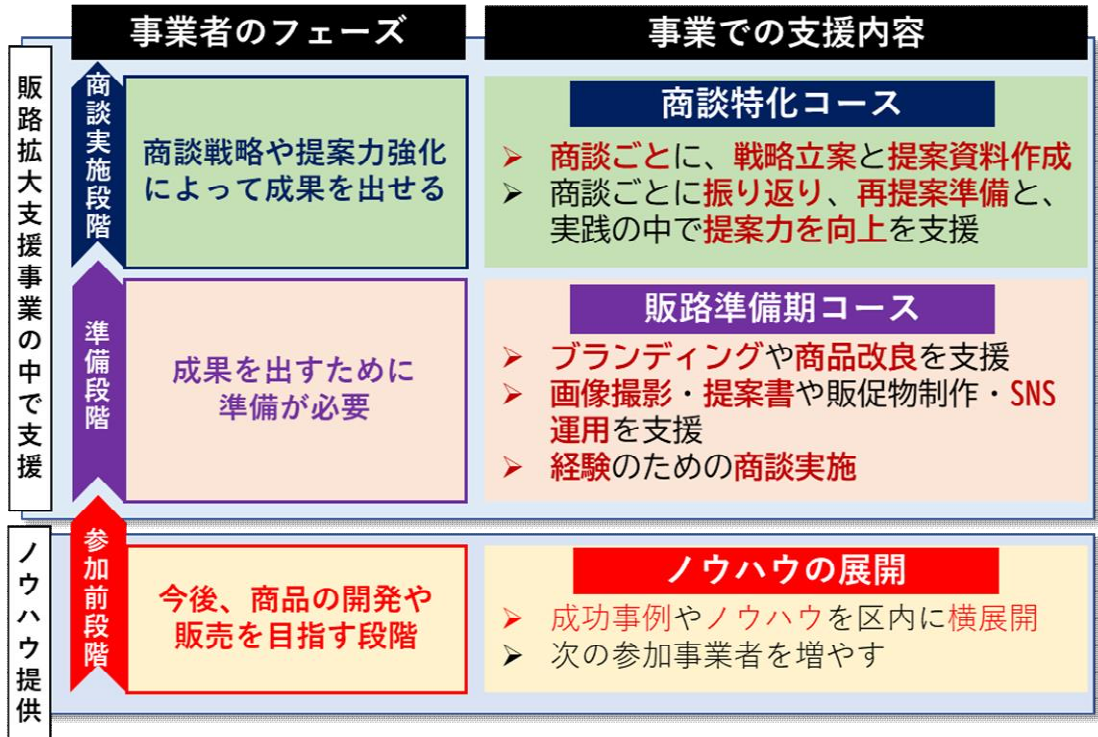
産 業 環 境 委 員 会 報 告 資 料

令和8年4月15日

件 名	令和7年度国内販路拡大支援事業の進捗状況および令和8年度事業について										
所管部課名	産業経済部 産業政策課										
内 容	<p>令和7年度国内販路拡大支援事業および令和8年度事業について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和7年度の事業実績</p> <p>(1) 成果見込み</p> <p>ア 実施した商談の成果見込み 成約 20～25 件程度、売上 約 4,500 千円</p> <p>イ 商談以外の事業の効果による売上 約 14,000 千円</p> <p>(2) 令和6年度参加事業者の状況 事業の効果による売上が令和6年度より7年度の方が上昇した事業者 7社（10社中）</p> <p>2 販路拡大に向けた課題と令和8年度の方針</p> <p>(1) 課題と令和8年度の変更点</p> <table border="1" data-bbox="352 1115 1422 2040"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1115 876 1171">課題</th> <th data-bbox="876 1115 1422 1171">令和8年度の変更点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1171 876 1440">例年約20社の申込みがあるが、経験等が不足している事業者は、1年では成果が見込めず選外となるため、きっかけがつかめない</td> <td data-bbox="876 1171 1422 1440">左記のような事業者がきっかけをつかめるよう、対象者を10→15に増やし、事業者の経験等に応じて、販路準備期コースと商談特化コースの2つに分ける</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1440 876 1664">経験が不足している事業者は、ブランディングや価格設定、商品画像や商談資料など、基本的な準備ができていない</td> <td data-bbox="876 1440 1422 1664">販路準備期コースは、ブランディング、商品改良等に時間をかけて丁寧に伴走し、基本的な商談準備を整えることを目的とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1664 876 1888">経験がある事業者は、基本的な準備はできているが、先方の要望を踏まえたきめ細かな提案力など、商談単位での対応に課題がある</td> <td data-bbox="876 1664 1422 1888">商談特化コースは、すぐに商談に臨める事業者を対象に、商談ごとの提案資料作成をサポートし、提案を繰り返して確度を上げる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1888 876 2040">今後、自社商品の開発・販売を目指す、次の参加事業者を増やすこと</td> <td data-bbox="876 1888 1422 2040">成功事例などからノウハウをまとめ、区内事業者に提供する</td> </tr> </tbody> </table>	課題	令和8年度の変更点	例年約20社の申込みがあるが、経験等が不足している事業者は、1年では成果が見込めず選外となるため、きっかけがつかめない	左記のような事業者がきっかけをつかめるよう、対象者を10→15に増やし、事業者の 経験等 に応じて、 販路準備期コースと商談特化コースの2つに分ける	経験が不足している事業者は、ブランディングや価格設定、商品画像や商談資料など、基本的な準備ができていない	販路準備期コースは、ブランディング、商品改良等に時間をかけて丁寧に伴走し、基本的な商談準備を整えることを目的とする	経験がある事業者は、基本的な準備はできているが、先方の要望を踏まえたきめ細かな提案力など、商談単位での対応に課題がある	商談特化コースは、すぐに商談に臨める事業者を対象に、商談ごとの提案資料作成をサポートし、提案を繰り返して確度を上げる	今後、自社商品の開発・販売を目指す、次の参加事業者を増やすこと	成功事例などから ノウハウをまとめ、区内事業者 に提供する
課題	令和8年度の変更点										
例年約20社の申込みがあるが、経験等が不足している事業者は、1年では成果が見込めず選外となるため、きっかけがつかめない	左記のような事業者がきっかけをつかめるよう、対象者を10→15に増やし、事業者の 経験等 に応じて、 販路準備期コースと商談特化コースの2つに分ける										
経験が不足している事業者は、ブランディングや価格設定、商品画像や商談資料など、基本的な準備ができていない	販路準備期コースは、ブランディング、商品改良等に時間をかけて丁寧に伴走し、基本的な商談準備を整えることを目的とする										
経験がある事業者は、基本的な準備はできているが、先方の要望を踏まえたきめ細かな提案力など、商談単位での対応に課題がある	商談特化コースは、すぐに商談に臨める事業者を対象に、商談ごとの提案資料作成をサポートし、提案を繰り返して確度を上げる										
今後、自社商品の開発・販売を目指す、次の参加事業者を増やすこと	成功事例などから ノウハウをまとめ、区内事業者 に提供する										

(2) 令和8年度の変更点

- ア 経験等に応じて、販路準備期コースと商談特化コースに分ける
- イ 販路準備期コースは、基本的な商談準備を整えることを目的とする
- ウ 商談特化コースは、提案資料作成などを伴走し、確度を上げる
- エ ノウハウをまとめ、区内事業者を提供



(3) 予算額・支援対象者数

令和8年度予算額	支援対象社数	
29,000 千円	1 5 社程度	販路準備期コース 8 社程度 商談特化コース 7 社程度

3 今後の方針等

生活産業広報紙「トキメキ」やSNSにて参加事業者を募り、上記方針に沿って丁寧に支援していく。

産業環境委員会報告資料

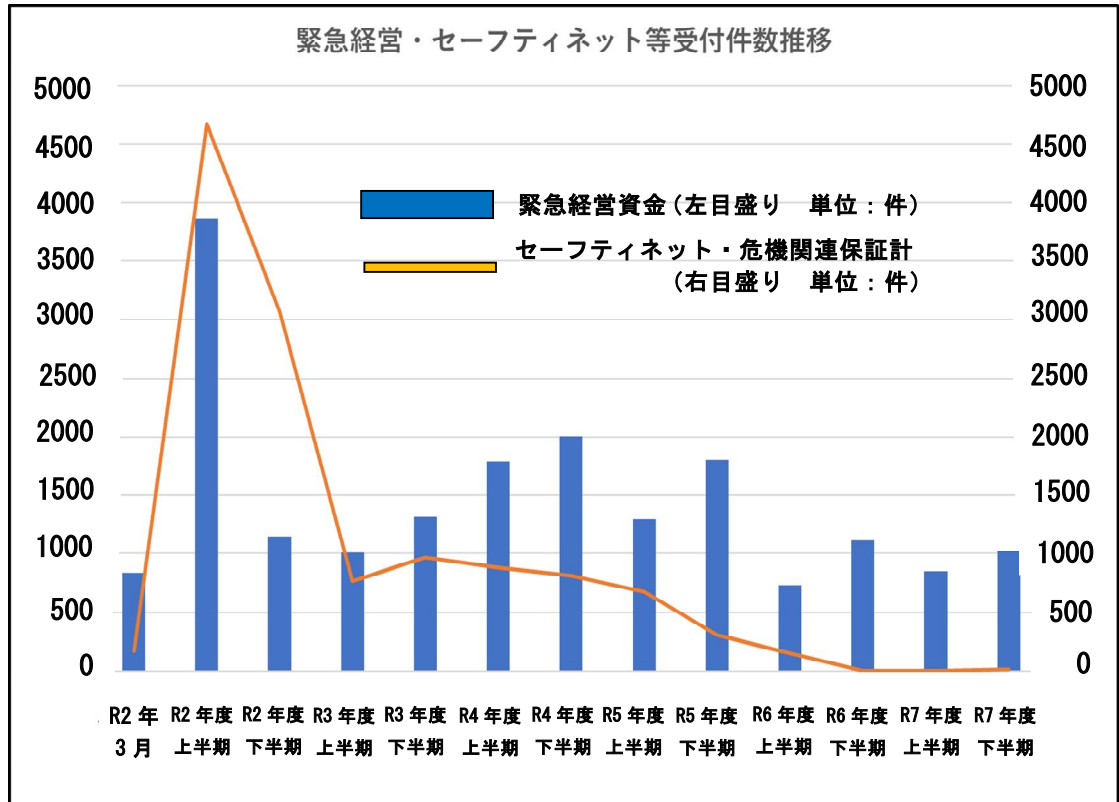
令和8年4月15日

件名	令和7年度緊急経営資金（原油価格・物価高騰対策資金）の受付状況について																																																																								
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課																																																																								
内容	<p>原油価格・物価高騰対策資金である緊急経営資金の受付件数等、融資実行状況の令和8年3月末までの実績について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 緊急経営資金等受付件数</p> <table border="1" data-bbox="331 600 1430 1630"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>緊急経営資金</th> <th>セーフティネット4号 (※)</th> <th>セーフティネット5号 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年3月</td> <td>839件</td> <td>140件</td> <td>33件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>5,013件</td> <td>5,649件</td> <td>1,105件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,327件</td> <td>1,462件</td> <td>149件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,795件</td> <td>1,614件</td> <td>83件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度上半期</td> <td>1,295件(186件)</td> <td>641件</td> <td>35件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度下半期</td> <td>1,800件(384件)</td> <td>266件</td> <td>39件</td> </tr> <tr> <td>令和6年度上半期</td> <td>733件(180件)</td> <td>135件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>令和6年度下半期</td> <td>1,114件(174件)</td> <td>—</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>令和7年度上半期</td> <td>849件(102件)</td> <td>—</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>129件(19件)</td> <td>—</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>132件(17件)</td> <td>—</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>144件(15件)</td> <td>—</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>令和8年1月</td> <td>143件(13件)</td> <td>—</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>166件(14件)</td> <td>—</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>307件(22件)</td> <td>—</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>令和7年度下半期</td> <td>1,021件(100件)</td> <td>—</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18,786件(1,126件)</td> <td>9,907件</td> <td>1,482件</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内の数値は緊急経営資金（特別借換）のあつ旋件数</p> <p>※ セーフティネットとは 様々な突発的事由によって経営が困難（売上高等が減少）となった中小企業者を対象に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行うもの。市区町村が認定する。</p> <p>【セーフティネット4号】 自然災害等の突発的災害を対象として全都道府県を指定。原則として直近1か月間及び直近3か月間の売上高等が前年同月と比べて20%以上減少している場合保証協会が債務の100%を保証する。</p> <p>※ セーフティネット4号は、令和6年6月30日をもって終了した。</p>	月	緊急経営資金	セーフティネット4号 (※)	セーフティネット5号 (※)	令和2年3月	839件	140件	33件	令和2年度	5,013件	5,649件	1,105件	令和3年度	2,327件	1,462件	149件	令和4年度	3,795件	1,614件	83件	令和5年度上半期	1,295件(186件)	641件	35件	令和5年度下半期	1,800件(384件)	266件	39件	令和6年度上半期	733件(180件)	135件	18件	令和6年度下半期	1,114件(174件)	—	6件	令和7年度上半期	849件(102件)	—	1件	10月	129件(19件)	—	1件	11月	132件(17件)	—	1件	12月	144件(15件)	—	3件	令和8年1月	143件(13件)	—	3件	2月	166件(14件)	—	2件	3月	307件(22件)	—	3件	令和7年度下半期	1,021件(100件)	—	13件	計	18,786件(1,126件)	9,907件	1,482件
	月	緊急経営資金	セーフティネット4号 (※)	セーフティネット5号 (※)																																																																					
	令和2年3月	839件	140件	33件																																																																					
	令和2年度	5,013件	5,649件	1,105件																																																																					
	令和3年度	2,327件	1,462件	149件																																																																					
	令和4年度	3,795件	1,614件	83件																																																																					
	令和5年度上半期	1,295件(186件)	641件	35件																																																																					
	令和5年度下半期	1,800件(384件)	266件	39件																																																																					
	令和6年度上半期	733件(180件)	135件	18件																																																																					
	令和6年度下半期	1,114件(174件)	—	6件																																																																					
	令和7年度上半期	849件(102件)	—	1件																																																																					
	10月	129件(19件)	—	1件																																																																					
	11月	132件(17件)	—	1件																																																																					
	12月	144件(15件)	—	3件																																																																					
	令和8年1月	143件(13件)	—	3件																																																																					
2月	166件(14件)	—	2件																																																																						
3月	307件(22件)	—	3件																																																																						
令和7年度下半期	1,021件(100件)	—	13件																																																																						
計	18,786件(1,126件)	9,907件	1,482件																																																																						

【セーフティネット5号】

全国的に業績が悪化している業種を指定。原則として最近3か月間の売上高等が直前同期の3か月間と比べて5%以上減少している場合、保証協会が債務の80%を保証する。

※ セーフティネット5号は令和8年4月1日から令和8年6月30日まで延長された。



(1) 緊急経営資金の主な変更点

- 令和4年8月1日 融資上限額を1,000万円から2,000万円に引き上げ
- 令和5年8月1日 特別借換の創設
- 令和6年4月1日 利用条件を変更(「売上高」が前年同月比1円以上減少から「売上高」または「利益率」が前年同月比3%以上減少に変更など)

(2) 緊急経営資金(特別借換)について

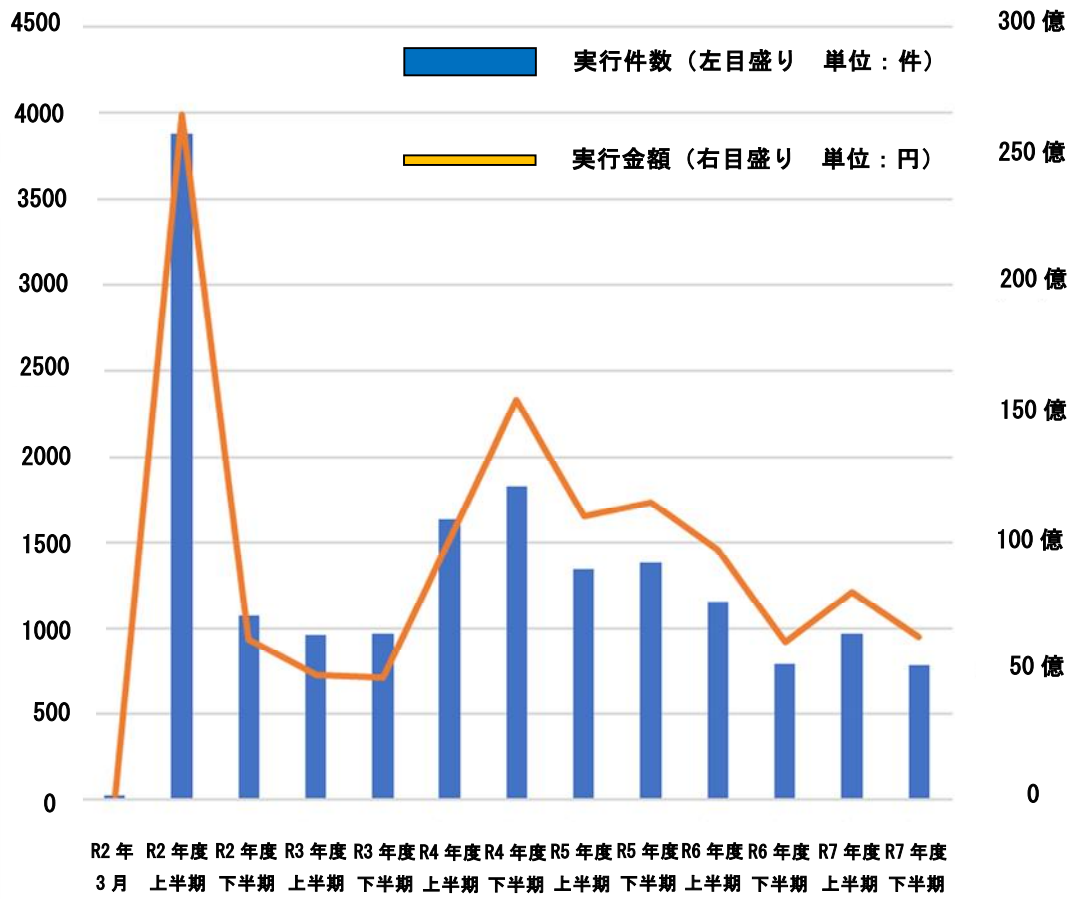
物価高騰等で区の緊急経営資金の返済に苦慮している区内事業者のため、新たに「保証料の全額補助」「据置期間の設定」「借換え元の元金の返済を求めない」という3つのメリットを付与し、令和5年8月1日から実施している借換え制度。金融機関に対し、申請時に事業者の強み弱み等を分析し、今後の経営に活かしていく「SWOT分析・事業性評価シート」の提出を必要とし、伴走支援を促している。

2 融資実行件数等

月	融資実行件数	実行金額	信用保証料補助額
令和2年3月	24件	185,500千円	4,835千円
令和2年度	4,947件	32,831,790千円	860,040千円
令和3年度	1,929件	9,582,920千円	229,384千円
令和4年度	3,458件	25,676,850千円	616,309千円
令和5年度上半期	1,340件 (5件)	11,009,720千円 (32,000千円)	256,289千円 (716千円)
令和5年度下半期	1,380件 (400件)	11,549,926千円 (3,977,526千円)	255,258千円 (101,848千円)
令和6年度上半期	1,155件 (244件)	9,739,219千円 (2,622,559千円)	222,420千円 (66,251千円)
令和6年度下半期	791件 (139件)	6,116,630千円 (1,476,440千円)	141,012千円 (35,553千円)
令和7年度上半期	966件 (136件)	8,056,090千円 (1,568,360千円)	175,536千円 (38,738千円)
10月	153件 (13件)	1,277,200千円 (123,000千円)	27,040千円 (3,770千円)
11月	107件 (13件)	882,500千円 (180,000千円)	19,396千円 (4,712千円)
12月	122件 (13件)	902,300千円 (149,600千円)	20,003千円 (4,460千円)
令和8年1月	135件 (18件)	1,010,850千円 (152,350千円)	18,554千円 (3,888千円)
2月	125件 (19件)	1,109,730千円 (275,500千円)	25,891千円 (7,529千円)
3月	137件 (8件)	1,155,050千円 (80,750千円)	25,944千円 (3,069千円)
令和7年度下半期	779件 (84件)	6,337,630千円 (961,200千円)	136,828千円 (27,428千円)
計	16,769件 (1,008件)	121,086,275千円 (10,638,085千円)	2,897,911千円 (270,534千円)

() 内の数値は緊急経営資金（特別借換）の実行件数、実行金額及び信用保証料補助額

緊急経営資金融資実行状況推移



3 今後の方針等

令和7年度の申請数は1,870件で月平均約156件であり、依然として一定の需要はある。今後も金融機関から経済状況等をヒアリングしつつ、世界情勢の動向を注視し、引き続き区内事業者に対し丁寧な支援を行っていく。

産業環境委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	「東京芸術センターホール施設の利用に関わる契約書」「東京芸術センター建物賃貸借契約書」の更新並びに明渡訴訟の状況について
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課
内容	<p>「東京芸術センターホール施設の利用に関わる契約書」及び「東京芸術センター建物賃貸借契約書」の令和8年度以降の契約について、総合商事㈱と契約を更新したので以下のとおり報告する（別紙1～3参照）。</p> <p>1 契約更新の経緯</p> <p>(1) 総合商事㈱が東京芸術センターを占有する㈱村井敬合同設計との間で建物明渡請求訴訟等が係属して紛争状態にあるため、区との具体的な契約内容を協議することが困難な状況にある。</p> <p>(2) 上記の状況にあることを考慮し、令和7年3月19日に現状維持の内容で契約するとの覚書を締結。</p> <p>(3) (2)の覚書に基づき、令和8年4月1日付で契約を更新。</p> <p>2 訴訟の状況</p> <p>令和7年4月21日 建物明渡請求訴訟の第一審の判決があり、総合商事㈱側が全面勝訴</p> <p>令和7年5月2日 ㈱村井敬合同設計側が控訴</p> <p>令和8年2月26日 東京高等裁判所は控訴を棄却</p> <p>令和8年3月13日 ㈱村井敬合同設計側が上告及び上告受理の申立て</p> <p>3 今後の方針等</p> <p>(1) 現時点において、上告審の日程は未定であるが、総合商事㈱に対し、随時、明け渡し交渉の状況などを確認していく。</p> <p>(2) ㈱村井敬合同設計から総合商事㈱への明け渡しが行われる場合には、すでに予約している区民等の利用に支障がないよう、施設の運営の円滑な引継ぎを双方に求めていく。</p> <p>(3) 今後も総合商事㈱の積極的な協力を求め、パートナーシップ事業の目的である千住の賑わいの創出や区内産業振興及び経済活性化を図るため、定例連絡会等を通じて、協議、交渉を進めていく。</p>

東京芸術センターホール施設の利用に関する契約書

足 立 区
綜 合 商 事 株 式 会 社

東京芸術センターホール施設の利用に関わる契約書

足立区（以下、「甲」という。）と総合商事株式会社（以下、「乙」という。）は、公民のパートナーシップにより建設・運営される東京芸術センターのホール施設の利用について、本契約書の定めるところにより相互協力して事業の円滑な推進に努めることを確認し、つぎのとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、平成15年4月30日に締結した（仮称）あだち新産業振興センターの建設及び運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第4条に基づきパートナーシップ事業の対象施設のうち、「イベント・展示ホール」関連施設並びに「会議室」の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 本契約の対象施設は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| （1） 施設の位置 | 東京都足立区千住一丁目4番1号 |
| （2） 施設の名称 | 東京芸術センター |
| （3） 対象の施設 | ホール施設
ア、イベント・展示ホール関連施設（天空劇場）
イ、会議室 |
| （4） 施設の内容 | 別表1のとおり |

（利用権）

第3条 「イベント・展示ホール」関連施設の利用権の割合は、日数換算で年間営業日の6割を甲、4割を乙が利用できる権利をそれぞれ保有する。なお、甲および乙がこの割合を超えて利用する場合には、別表2に定める一般利用料金で清算する。

- 「会議室」については、前項の「イベント・展示ホール」関連施設の規定に準じて取り扱うものとする。
- 第1項及び第2項で定める甲及び乙の年間利用日数は、4月1日を始期とし翌年3月31日を終期とする間で算定する。
- 前項の甲及び乙の年間利用日数における利用区分及び利用時間の総数は別表3に定める数とする。

（利用の範囲）

第4条 甲及び乙の利用の範囲については、別表4の範囲とする。

（契約の期間）

第5条 本契約の期間は、令和8年（西暦2026年）4月1日から令和28年（西暦2046年）3月31日までとし、その後の契約については、契約期間終了の1年前までに甲乙協議のうえ決定する。

（契約の更新）

第6条 本契約を更新した場合の甲の利用負担額は、大規模修繕費および管理運営費等を総合的に勘案して甲乙協議のうえ決定する。

(甲の利用料負担額)

第7条 第3条に規定する利用権に基づく甲の年間利用料負担額は、次の算定式により求めた額とする。ただし、本契約の開始時においては、次に定める計算式の変動率を甲乙間の令和6年3月29日付「東京芸術センターホール施設の利用料負担額の支払に関する覚書」に基づき1.0937として、イベント・展示ホール関連施設の利用料負担額は89,580,592円、会議室の利用料負担額は23,712,509円とする。

(1) イベント・展示ホール関連施設

$340,000 \text{ 円} / \text{日} \times 219 \text{ 日} \times 1.1 \text{ (消費税)} \times \text{変動率}$

(2) 会議室

$90,000 \text{ 円} / \text{日} \times 219 \text{ 日} \times 1.1 \text{ (消費税)} \times \text{変動率}$

なお、消費税は改定がある都度、修正するものとする。

2 甲の利用料負担額の改定については、以下に定める方法により算出する変動率を前項に定める計算式に適用して、3年毎に行うものとする。ただし、初回の改定は令和9年度分から行うものとする。

変動率は東京都が発表する「東京の物価」1月分に記載されている直近の年の東京都区部消費者物価指数(総合指数)に従い、次のように算出する。

(変動率 = 見直し時の物価指数 ÷ 平成18年1月の物価指数)

なお、変動率が5%未満のときは、改定を行わない。

3 第2項の規定にかかわらず、社会経済情勢の大幅な変動等があり改定後の利用負担額が明らかに不相当になった場合は、第2項に定めた改定時期の前であっても甲乙協議のうえ、利用負担額を改定することができる。

4 前項に規定する利用負担額見直しについて、甲と乙との間における協議が整わない場合は、甲及び乙は裁判所の調停手続きにより誠実に協議するものとする。

(超過利用料の清算)

第8条 甲又は乙が第3条第4項で定める利用区分及び利用時間数を超過した場合の清算は、年度末をもって金額の確定を行い、確定後すみやかに支払わなければならない。

(利用料負担額の支払い)

第9条 甲は、当該年度の年間利用料負担額を、当該年度の5月31日までに一括して乙に支払うものとする。

2 前項に指定する納付期限が金融機関等の休業日にあたる場合には、その翌営業日を納付期限とする。

(延滞金)

第10条 甲は本契約に基づく乙に対する金銭債務の履行が遅延したときは、年利14.6%の割合で約定支払期日の翌日から当該債務が履行された日までの日数によって計算した額の延滞金を乙に支払うものとする。

(利用上の注意義務等)

第11条 甲および乙の利用権に基づき施設を利用する者は、善良な利用者としての義務を果たし、甲と乙が別途協議して作成した管理運営規約に従い利用しなければならない。なお、甲の利用権に基づく利用者が施設の使用に際し、施設及び付帯設備等に損害を与えた場合、利用者が損害を賠償することを原則とするが、特別な事情がある場合は、甲がその損害を賠償するものとする。

(利用の受付)

第12条 甲の利用権に基づく施設の利用に関わる受付事務は乙が行い、利用料の請求及び徴収は甲が行う。なお、受付事務において疑義がある事例については、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲の利用権に基づく施設の利用料の減額および免除利用の承認については、甲が行う。

3 乙が行った甲の利用権に基づく受付関係文書については、定期的に甲に引き継がなければならない。

(設備・備品の使用)

第13条 イベント・展示ホール及び会議室の設備・備品の利用については、別途覚書を締結する。なお、乙は、利用者の利便性を図るため設備・備品等の整備に努めなければならない。ただし、乙が設置した設備・備品の利用料については、取得価格、維持費用、償却期間を勘案して乙が定める。

(施設の管理運営)

第14条 乙は施設の管理運営を行い、常に施設の整備に努め、善良かつ良好な管理運営を行わなければならない。

(契約の途中解約)

第15条 天災地変その他乙の責に帰さない事由により、本契約の対象施設を含む建物が滅失若しくは毀損し、建物がその効用を維持または回復するのに過分の費用を要するに至ったときは、乙の書面の申し出により本契約は終了する。

(疑義の決定)

第16条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、互いに誠意をもって別途協議によりこれを決定するものとする。

(損害賠償)

第17条 本契約の締結後、甲又は乙のいずれかが、本契約の定め反したことにより損害を被ったときは、相手方に対し損害の賠償を請求することができるものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本契約から生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年（西暦2026年）3月24日

甲 東京都足立区中央本町一丁目 17 番 1 号
足立区長 近藤 弥生

乙 東京都新宿区山吹町 130 番地 16 号
総合商事株式会社
代表取締役 村井 温

別表 1 (第 2 条関係)

施設名	面積
天空劇場	1,537.74 m ²
会議室①	58.43 m ²
会議室②	64.51 m ²
会議室③	68.21 m ²
会議室④	45.47 m ²
会議室⑤	45.47 m ²
和室	58.43 m ²

別表 2 (第 3 条関係)

一般利用料金

施設名	単 位	超過負担単価
イベント・展示ホール関連施設	1 区分当たり	170,000 円×変動率
会議室	1 室 1 時間当たり	1,154 円×変動率

※ 変動率は第 7 条第 2 項に定める方法により算出するものとし、本契約開始時の変動率は 1.0937 とする。

※ 第 7 条に定める利用料負担額が改定された時は本表も連動して改正する。

※ 超過負担単価には、消費税は含んでいない。

別表 3 (第 3 条関係)

利用権

区 分	甲の利用権	乙の利用権
利用日数	219 日	146 日 (閏年は 147 日)
イベント・展示ホール 関連施設の利用区分数	438 区分 (219 日×2 区分)	292 区分 (146 日×2 区分)
会議室の利用時間数	17,082 時間 (219 日×13 時間×6 室)	11,388 時間 (146 日×13 時間×6 室)

※ イベント・展示ホール関連施設については、全日利用及び 5 時間を越える利用は 2 区分とし、5 時間以内利用は 1 区分として算定する。

※ 年末年始休業や施設整備休業等の乙が定めた休館日は、乙の利用権に含める。

別表 4 (第 4 条関係)

甲及び乙の利用範囲区分

	甲利用範囲	乙利用範囲
1	区内在住、在勤、在学者の利用	乙が認める利用
2	区内を活動の拠点とする団体、又は区内に事業所を有する企業等の利用	乙が認める利用
3	区内の商工団体等が産業振興を目的として行う販売行為等の利用	乙が認める利用
4	区内事業者が行う物品販売、入場料等の徴収など、営利を目的とした利用	乙が認める利用
5	上記以外で区長が認める利用	乙が認める利用

覚 書

別紙 2

足立区（以下、「甲」という。）と総合商事株式会社（以下、「乙」という。）は、令和 8 年 3 月 24 日に締結した「東京芸術センターホール施設の利用に関わる契約書」（以下、「原契約」という。）第 13 条に基づくイベント・展示ホール及び会議室の設備・備品（以下、単に「備品」という。）の利用にあたり、次のとおり覚書を取り交わす。

記

- 1 甲は、甲の利用権に基づきイベント・展示ホール及び会議室を利用する者が必要とする設備・備品を乙から賃借し、利用者に供するものとする。
- 2 甲が乙から賃借する設備・備品は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。別表 1 の設備・備品の利用料金は原契約第 7 条に規定する甲の年間利用料負担額に含まれるものとし、別表 2 の設備・備品等の利用料金の単価等は別表 2 に定めるとおりとする。なお、消費税の税率の改定があった場合は、単価を見直すものとする。
- 3 甲が乙から設備・備品を賃借する期間は、次のとおりとする。
（自）令和 8 年 4 月 1 日 （至）令和 9 年 3 月 31 日

なお、当該期間については、特段の支障がない限り、1 箇年毎に更新されるものとし、その期間は原則として 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 4 第 2 項に定める設備・備品の利用にあたり、利用者側の責に帰すべき事由により当該設備・備品の利用に支障を生じたときは、甲の負担において原状に回復するものとする。
- 5 甲は、甲の利用権に基づく利用者による設備・備品の利用について、利用した設備・備品の種類、数量等を確認するものとする。
- 6 設備・備品の利用料の支払いは、1 箇月の利用実績に基づく毎月払いとする。
- 7 甲は、1 箇月毎に、設備・備品の利用実績確認書類を乙に提出するものとする。
- 8 乙は、甲から提出された利用実績確認書類を確認の上、請求書（内訳書を含む）を甲に提出するものとする。

- 9 甲は、設備・備品の利用料の支払いについては、乙より請求書を受理した日から30日以内に、別に乙の指定する口座に振り込むものとする。
- 10 本覚書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合には、甲と乙で協議のうえ決定することとする。

令和8年3月24日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区長 近藤 弥生

乙 東京都新宿区山吹町130番地16号
総合商事株式会社
代表取締役 村井 温

(別表 1)

年間利用料負担額に含まれる設備・備品

付属場所	項目	数量	備考
天空劇場 (1,537.74 m ²)	ロールバックチェア	1 式	
	スタッキングチェア	18 脚	最前列用
	プロセニアムスピーカー	3 台	2WAY スピーカー、サブウーハー1 台
	天井スピーカー	15 台	
	サラウンドスピーカー	4 台	
	ヘッドフォン	4 台	
	ワイヤレスハンドマイク	2 本	
	マイクスタンド	6 本	卓上 2 本、床置 2 本、ブーム 2 本
	ベース照明	1 式	調光なし
会議室① (58.43 m ²)	長机	10 台	
	椅子	30 脚	
	講義台	1 台	
	ホワイトボード	1 台	
会議室② (64.51 m ²)	長机	10 台	
	椅子	30 脚	
	講義台	1 台	
	ホワイトボード	1 台	
会議室③ (68.21 m ²)	長机	10 台	
	椅子	30 脚	
	講義台	1 台	
	ホワイトボード	1 台	
会議室④ (45.47 m ²)	長机	6 台	
	椅子	18 脚	
	講義台	1 台	
	ホワイトボード	1 台	
会議室⑤ (45.47 m ²)	長机	6 台	
	椅子	18 脚	
	講義台	1 台	
	ホワイトボード	1 台	
和室 (58.43 m ²)	座卓	4 台	
	座布団	20 枚	

(別表 2)

年間利用料負担額に含まれない設備・備品と単価等

	対象備品	単価 (消費税込み)	1 回の使用における 使用上限
1	会議用テーブル	@733	30
2	スタッキングチェア	@157	77
3	オーケストラチェア	@105	60
4	平床使用	@1,100	1
5	機器持込(電源使用)	@314/1 台 1kw	5

ただし、機器持込(電源使用)については、庁内利用分に限る。

東京芸術センター

建物賃貸借契約書

総合商事株式会社

足立区

建 物 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人 総合商事株式会社（以下「甲」という。）と賃借人 足立区（以下「乙」という。）とは、甲が所有する東京都足立区千住一丁目4番1号所在の建物「東京芸術センター」の11階部分255.01㎡（77.14坪）を乙に賃貸することに関し、下記内容の契約を締結する。

第1条（賃貸借契約の目的物件）

甲は、次に表示する建物「東京芸術センター」の11階部分255.01㎡（77.14坪別紙図面斜線部分）（以下「本物件」という。）を以下の条項にしたがって乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。（以下「本賃貸借契約」という。）

（建物の表示）

名称 東京芸術センター
所在地 東京都足立区千住一丁目4番1号
種別 複合施設
構造 鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート）
階数 地上22階、地下1階
延床面積 26,542.27㎡
工事完了 平成18年3月

第2条（本賃貸借契約の使用用途）

乙は本物件を、「創業支援施設」関連施設として使用するものとする。尚、用途を変更する場合は甲の承諾を得るものとする。

第3条（賃貸借期間）

1. 本賃貸借契約の期間は、令和8年（2026年）4月1日から20年間とする。
2. 本賃貸借契約の期間満了の1年前までに、甲または乙が各相手方に対し文書によって契約更新の申出をしたときは、双方協議のうえ更新することができるものとする。
3. 甲及び乙は、本物件の建物の敷地権が西暦2054年3月23日までの定期借地権であることを確認するとともに、定期借地権が期間の満了により終了した場合には、賃貸借期間の定めにもかかわらず当然に賃貸借契約も終了するものとする。

第4条（本賃貸借契約の賃料及び共益費）

1. 乙は、本賃貸借契約の賃料として1ヶ月当たり金886,367円（消費税別）を甲に支払わなければならない。なお、賃料は甲の指定する銀行口座に振込むものとし、振込み手数料は乙の負担とする。

2. 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下この条において「維持管理費」という。）の共益費として1ヶ月あたり308,560円（消費税別）を甲に支払うものとする。
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料および維持管理費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
4. 本物件の賃料及び共益費は6ヶ月毎にまとめて支払うものとし、前期分として4月から9月分を4月末日までに、後期分として10月から翌年3月分を9月末日までに支払うものとする。
5. 前項に指定する納付期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納付期限とする。

第5条（延滞金）

乙は本契約に基づく甲に対する金銭債務の履行が遅延したときは、年利14.6パーセントの割合で、約定支払期日の翌日から当該債務が履行された日までの日数によって計算した額の延滞金を甲に支払うものとする。

第6条（賃料等の改定）

1. 賃料は、3年毎に以下に掲げる方式により改定する。ただし、初回の改定は令和10年度に行うものとする。

見直し月額＝従前の月額賃料×変動率

変動率は、東京都が発表する東京の物価1月分に記載されている、直近の年の東京都の消費者物価指数（民営家賃の項）に従い、次のように算出する。

（変動率＝賃料見直し時の前年の平均指数÷従前賃料決定時の前年の平均指数）

2. 前項に関わらず、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても甲乙協議の上、賃料及び共益費を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の変動又はその他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
 - 三 維持管理費の大幅な変動等があり、現在の共益費が不相当となった場合

第7条（本賃貸借契約の中途解約）

1. 賃貸借契約期間中といえども、乙から甲に対し、もしくは甲から乙に対し、1年前までに書面で通知した時は、双方協議の上、合意した場合は本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し1年分の賃料を支払って、直ちに契約を終了させることができる。
2. 乙が甲に対し前項の解約の申し入れをしないときは、たとえ賃貸借室を退去しても契約は終了せず、乙は賃貸料等を支払わなければならない。

第8条（公租公課）

本物件に対する公租公課は甲の負担とする。

第9条（修理・補修）

別紙「費用負担区分表」の負担者「貸主」に該当する項目については甲が、負担者「借主」に該当する項目については乙が、本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙又は乙の利用者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、その費用負担区分にかかわらず、乙が負担しなければならない。

- 一 同条の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合においては、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 二 甲が行う建物の修繕等の工事により、本物件の一部もしくは全部の使用の停止または使用上の制約が生じたとしても、甲はその責めを負わない。
- 三 本物件内に破損個所が生じたとき、乙はその事実を知った時から3日以内に届けて確認を得るものとし、その届出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償する。

第10条（本物件の引渡し）

1. 甲は乙に対し、本物件を乙の確認のもと引渡す。乙は、本物件について不具合がある場合、第3条による契約期間の開始日から30日以内に破損・故障等の申し立てをおこなうものとする。
2. 甲は前項の申し立てを受けた場合、該当する部分を自己の責任において速やかに修理等し、使用可能な状態にする。ただし、乙が故意・過失により破損・故障させた場合はこの限りではない。

第11条（禁止又は制限される行為）

1. 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、乙以外の名義を表示してはならない。ただし、創業支援施設として、第三者に一時使用許可することについてはこの限りではない。
2. 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
3. 乙は、本物件の使用にあたり、危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の平穏を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等を行ってはならない。
4. 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく次に例示するような行為を行ってはならない。
 - 一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと

- 二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- 三 立入禁止区域内に立ち入ること
- 四 本物件の鍵の追加設置・交換・複製をすること

第12条（借主の管理義務）

1. 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2. 乙は、本物件の火災発生防止に特に留意するものとする。
3. 乙は、別途定める「建築使用規定」を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
4. 甲は本賃貸借契約締結と同時に、乙宛入居に必要な鍵を貸与する。乙は、これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管且つ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用（共用部における関する鍵の交換費用も含む）は乙の負担とする。乙は、本物件の明渡しの際、貸与を受けた鍵（前条により許可を受け複製した鍵を含む）を甲に返還しなければならない。

第13条（専用部費用負担）

電気・ガス・電話・上下水道、TV受信料その他専用設備に関わる基本料及び使用料は、乙の負担とする。但し、個別メーターを設置しない場合には、甲の算出根拠を明示した請求に基づき支払うものとする。

第14条（通知義務）

乙は、次の各号の一つに該当する場合には、遅滞なく甲宛文書にてその該当する内容を知しなければならない。

- 一 本物件に設置する電話番号が決定・変更したとき
- 二 本物件が自然力その他の原因により異変を生じたとき及び修繕を要する箇所が生じたとき
- 三 乙の名称・所在地・代表者に変更があったとき
- 四 創業支援施設として、第三者に一時使用許可するとき

第15条（貸主の火災保険の加入）

甲は、自己の負担において本物件の火災保険に加入することとする。

第16条（借主の火災保険の加入）

乙は、本物件の賃貸借期間中自己の負担において賠償責任担保特約、修理費用担保特約付火災保険契約に加入することができる。

第17条（本賃貸借契約の解除）

1. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、乙に何らの通知を要することなく本賃貸借契約を解除することができる。
 - 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務
 - 二 第4条の賃料支払義務
 - 三 第9条に規定する修繕費用等、本契約に基づいて乙に課せられた費用負担義務
 - 四 その他の本契約書に規定する乙の義務
 - 五 乙または乙の利用者に本物件の秩序を著しく乱す恐れのある行為があった場合
2. 天災地変、火災等により本物件を通常の用に供することが出来なくなった場合、又は、将来都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され、賃貸借契約を継続することが出来なくなった場合は、本賃貸借契約は当然消滅する。

第18条（明渡しと原状回復義務）

1. 乙は、本賃貸借契約が終了する日までに（第17条の規定に基づき本賃貸借契約が解除された場合にあっては直ちに）、本物件を明渡ししなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた損耗や経年変化に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
2. 乙は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知し、立会日を協議しなければならない。
3. 第1項の明渡し後、本物件もしくは本物件敷地内に乙が残置したものがあるときは、乙がその所有権を放棄したものとみなし、甲はこれを随時、任意に処分撤去することができる。その処分費用は乙の負担とする。

第19条（立退料等の請求禁止）

本賃貸借契約が解除又は合意等によって終了した場合には、乙は甲に対して移転料・立退料・営業権、損害賠償その他何らの名目の如何を問わず、一切の請求をしないものとする。又、乙は、自己の費用をもって本物件に設置した諸造作、設備の買取を甲に請求することはできないものとする。

第20条（損害賠償等）

1. 乙の故意又は過失により、本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他損害を生じさせたときは、乙は、遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
2. 乙が第18条に定める明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明渡し完了までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなくてはならない。
3. 乙と第三者との間で生じた損害賠償問題等については、理由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、甲は、これに関与しないものとする。

4. 甲は、その責めによらない火災、盗難等による乙の損害若しくは本物件の使用を不可能にするような非常事態の発生による乙の損害については、責任を負わない。

第21条（立入り）

1. 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
3. 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を遅滞なく乙に通知しなければならない。

第22条（契約費用の負担）

この契約書の作成、その他契約締結に要した費用は、甲乙それぞれで負担する。

第23条（協議）

甲及び乙は、本賃貸借契約に定めがない事項及び条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第24条（管轄裁判所）

前条によるにもかかわらず甲乙の協議が整わず争論が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について賃貸借契約を締結したことを証するため、本賃貸借契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月19日

東京都新宿区山吹町130番地16
甲 総合商事株式会社
代表取締役 村井 温

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
乙 足立区
代表者 足立区長 近藤 弥生

産業環境委員会報告資料

令和8年4月15日

件名 **令和7年度区内中小企業人材採用支援助成金の受付状況について**

所管部課名 産業経済部 企業経営支援課

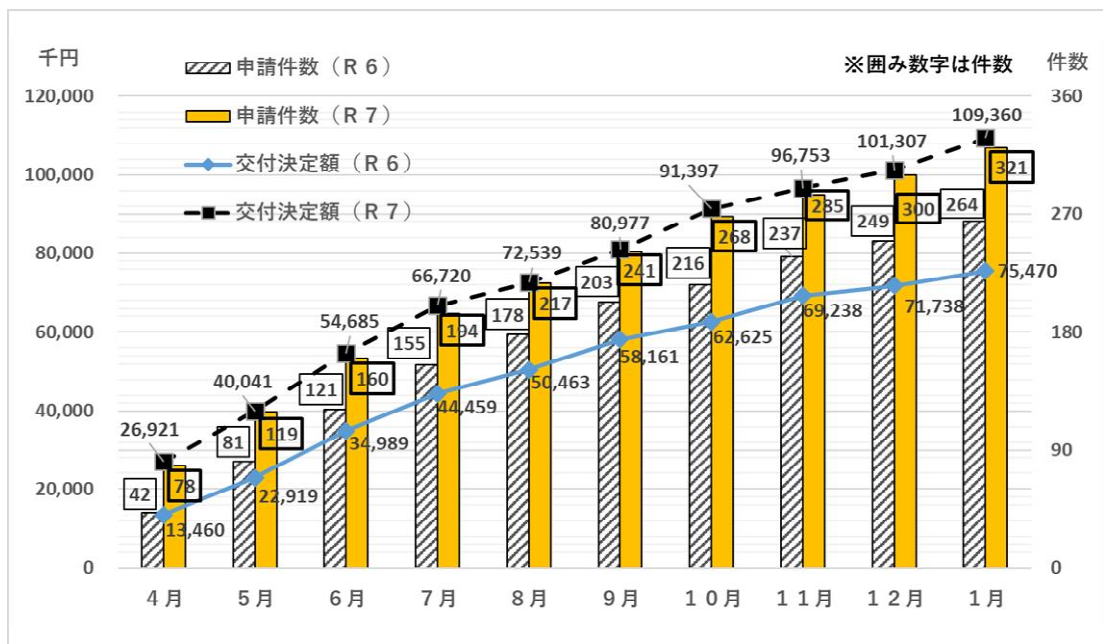
区内中小企業等の人材不足解消を目的として開始した区内中小企業人材採用支援助成金の令和7年度受付状況について、報告する。

1 助成内容

年度	令和7年度
対象	区内中小企業及び個人事業主
対象経費	① 求人サイトや有料求人情報誌等への掲載費用 ② 人材紹介事業者を仲介し、雇用した際に発生する経費(成功報酬)
助成額上限	① 求人広告 40万円 ② 人材紹介 60万円(令和6年度は40万円)
助成率	1/2
予算額	181,029千円
申請期間	令和7年4月～ 令和8年1月末
申請条件	実績報告書提出の6ヶ月後に人材の定着状況を必ず報告。報告がなかった場合、報告期限の属する年度の翌年度以降の申請不可(要綱に規定)
備考	申請は年度内1回のみ

内容

2 月別申請状況(令和8年1月末現在)



令和7年度	申請件数内訳				交付決定額
	求人広告 (件)	人材紹介 (件)	両方 (件)	合計 (件)	合計 (千円)
4月	72	6	0	78	26,921
5月	37	4	0	41	13,120
6月	31	10	0	41	14,644
7月	27	7	0	34	12,035
8月	20	2	1	23	5,984
9月	15	9	0	24	8,438
10月	17	10	0	27	10,420
11月	14	3	0	17	5,356
12月	11	4	0	15	4,554
1月	14	7	0	21	8,053
合計	258	62	1	321	109,525

※ 予算額に対する交付決定割合：61%（当初予算額181,029千円）

※ 61%にとどまった理由：当初予算算定の際、令和6年度が当初の想定を大幅に超える申請があり、その申請状況をもとに算定したため。

3 業種別申請及び実績件数（令和8年3月末現在）

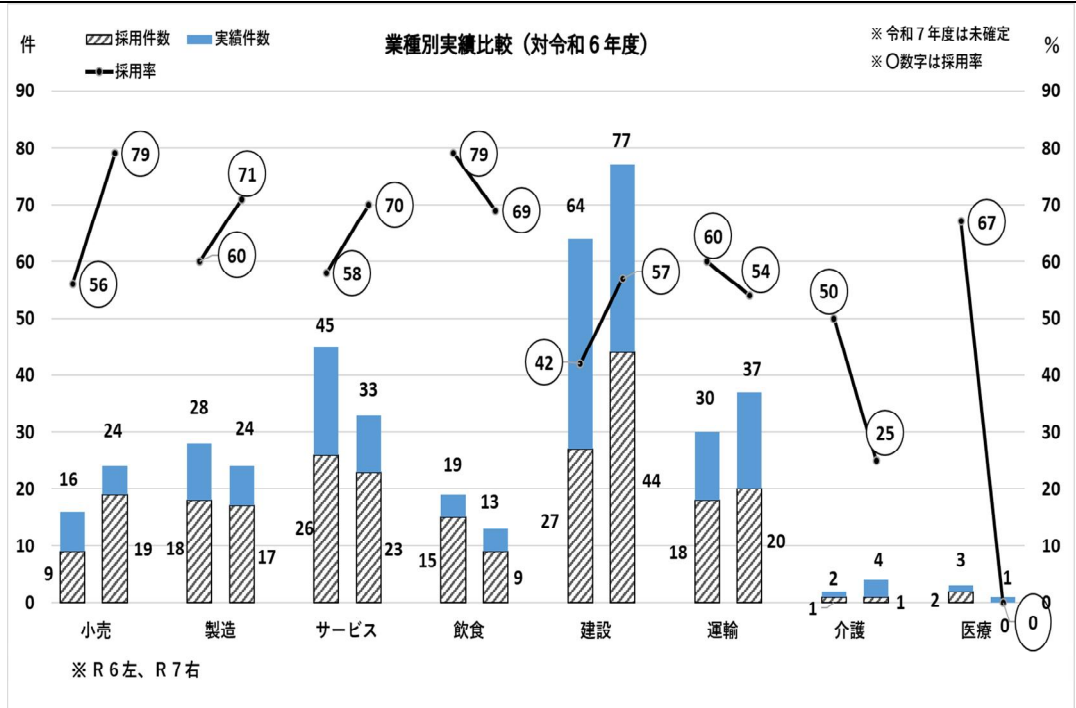
(1) 求人広告（採用率順）

令和7年度	申請 件数 (件)	実績報告 件数 ※1 A (件)	採用 件数 B (件)	採用 人数 (人)	採用率 B/A(%)
小売業	25	24	19	39	79
製造	27	24	17	28	71
サービス業	46	33	23	57	70
飲食	15	13	9	33	69
土木・建築・建設等	93	77	44	87	57
運輸・運送・物流	47	37	20	63	54
介護（社会福祉法人等は除く）	5	4	1	1	25
医療（医療法人等は除く）	1	1	0	0	0
合計	259	213	133	308	62
令和6年合計 ※2	216	207	116	361	56

※1 求人掲載終了後、実績報告書の提出があった件数

※1 1件は両方（求人広告と人材紹介）での申請だったが、人材紹介の分が取り下げられたため、求人広告の中に計上。

※2 申請件数と実績件数の差は、取下げ件数



母数が少ない介護や医療を除き、概ね採用率の上昇がみられる。これは、半数弱の企業が2年連続で利用しており、繰り返し利用することで、採用手法が徐々に確立してきている等の理由が考えられる。

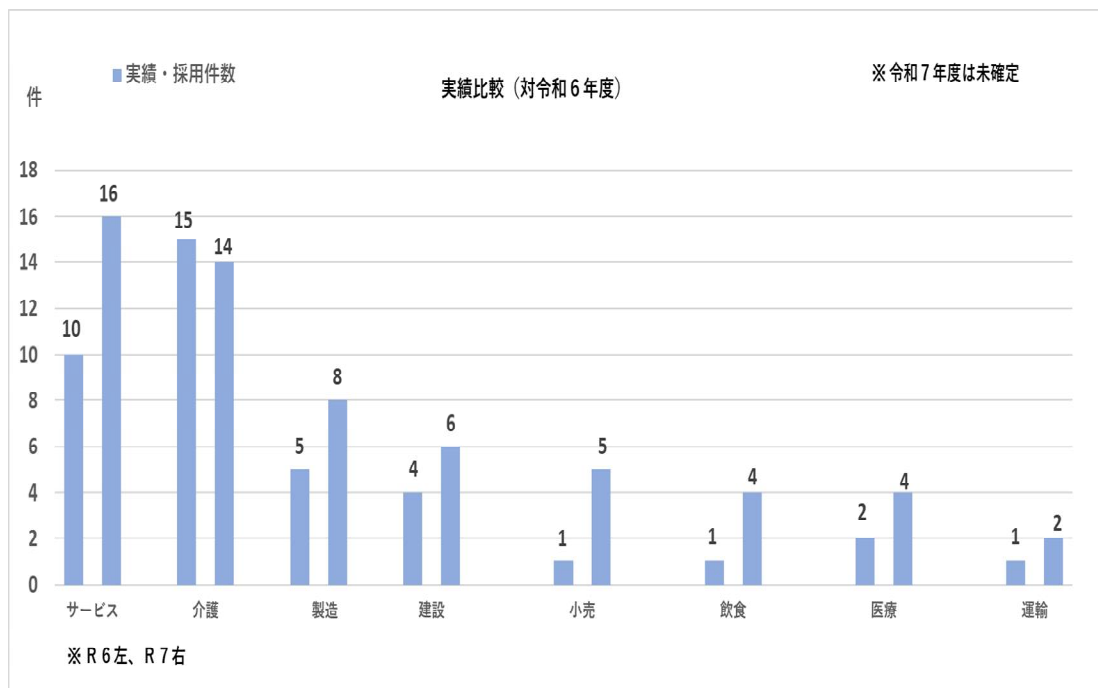
(2) 人材紹介 (申請件数順)

令和7年度	申請件数 (件)	実績報告件数 ※1 (件)	採用件数 ※2 (件)	採用人数 (人)
サービス業	17	16	16	17
介護 (社会福祉法人等は除く)	16	14	14	17
製造	8	8	8	8
土木・建築・建設等	6	6	6	8
小売業	5	5	5	6
飲食	4	4	4	6
医療 (医療法人等は除く)	4	4	4	4
運輸・運送・物流	2	2	2	2
合計	62	59	59	68
令和6年合計 ※3	47	41	41	45

※1 人材紹介会社を利用して求職者が入社した後、実績報告書の提出があった件数

※2 人材紹介は、内定後の申請となるため採用率は100%となる。

※3 申請件数と実績件数の差は、取下げ件数



令和7年度はまだ未確定ではあるが、概ね実績・採用件数は伸びており、助成金の認知度向上と、上限額の拡充の効果が表れている。

4 定着状況の報告 (令和8年3月末現在)

実績報告書提出6ヶ月後に、定着状況の報告を依頼。
 なお、定着状況は、採用から6ヶ月後時点。

(1) 定着状況 (企業数ベース)

報告月	対象	報告	採用出来た企業数	全員就労継続中	一部就労継続中	全員退職
1 1月	4件	4件	4件	3件	0件	1件
1 2月	8件	8件	7件	6件	1件	0件
1 月	17件	17件	9件	7件	1件	1件
2 月	22件	22件	12件	7件	3件	2件
3 月	23件	23件	16件	9件	2件	5件
合計	74件	74件	48件	32件	7件	9件

(2) 定着状況 (採用者ベース)

		採用者数	就労継続中	退職 (うち雇用期間満了者)
正社員	求人広告	30人	21人	9人 (0人)
	人材紹介	22人	18人	4人 (0人)
パート アルバイト	求人広告	26人	20人	6人 (0人)
	人材紹介	2人	2人	0人 (0人)

(3) 退職の主な理由

- ① 自己都合による退職
- ② 家庭事情による自主退職
- ③ 勤務態度に問題があったことによる退職勧奨
- ④ 業務に必要な能力が欠如していたことによる退職勧奨

5 今後の方針等

(1) 令和7年度分について

- ア 申請済みの案件を遅滞なく助成金交付していく。
- イ 定着状況を引き続き把握し、令和7年度の実績と合わせて、次年度の予算編成及び助成金の今後の制度設計等に活かしていく。

(2) 令和8年度分について

- ア 採用や定着に悩む企業に対し「区内中小企業人材確保支援事業」のアドバイザー支援や「区内中小企業人材定着サポート助成金」を案内することで、採用及び定着の向上を図っていく。

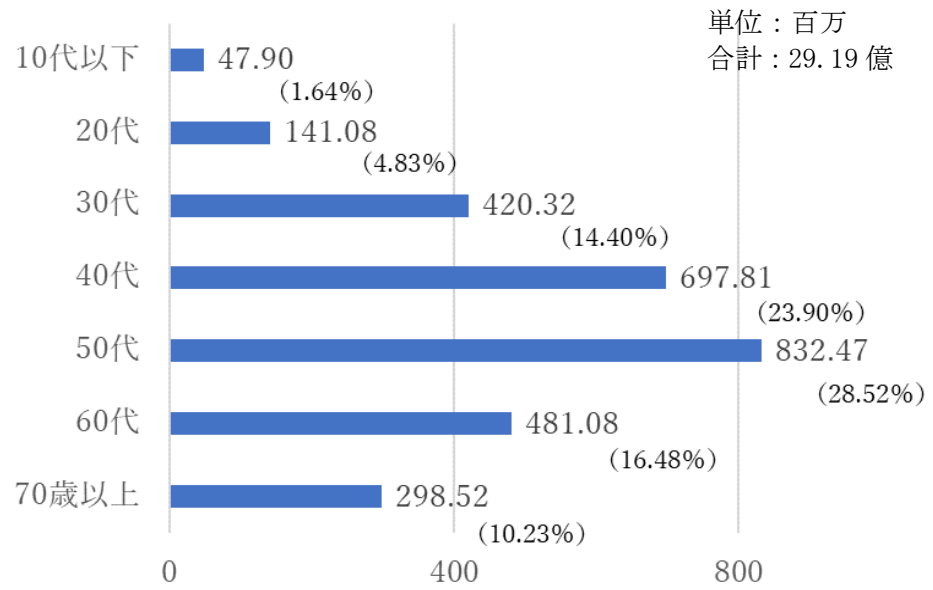
産業環境委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	消費喚起策の進捗状況について																														
所管部課名	産業経済部 産業振興課																														
内容	<p>消費喚起策について、その進捗状況を報告する。</p> <p>1 足立区プレミアム商品券（PayPay 商品券）</p> <p>(1) 事業概要</p> <table border="1" data-bbox="399 566 1445 1429"> <tr> <td>購入・利用期間</td> <td>令和7年12月10日～令和8年3月10日</td> </tr> <tr> <td>参加要件</td> <td>区民のみ・先着</td> </tr> <tr> <td>商品券利用先</td> <td>対象店舗：区内の PayPay 加盟店舗のうち、大手事業者（資本金 5,001 万円以上の法人が運営する店舗及び FC 店舗）を除く、足立区が指定した店舗 A券：対象店舗全店で使用可能 B券：対象店舗のうち、従業員数 1,000 人未満の店舗でのみ使用可能</td> </tr> <tr> <td>プレミアム率</td> <td>30% 1 セット 4,000 円で 5,200 円分 (A券 2,600 円、B券 2,600 円)</td> </tr> <tr> <td>プレミアム額</td> <td>12 億円</td> </tr> <tr> <td>購入限度</td> <td>1 人 10 口まで</td> </tr> <tr> <td>発行口数</td> <td>100 万口</td> </tr> <tr> <td>区民への周知</td> <td>①あだち広報 11 月 25 日号（キャンペーン開始周知） ②生活産業広報紙「トキメキ」12 月号（キャンペーン開始周知） ③町会・自治会掲示板へポスター掲出 ④区内公共施設や、区内イベントでチラシ配布</td> </tr> </table> <p>(2) キャンペーンの利用状況</p> <table border="1" data-bbox="411 1487 1385 1962"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購入ユーザー数</td> <td>68,398 人</td> </tr> <tr> <td>購入口数</td> <td>約 56.54 万口 / 100 万口 販売達成率 約 56.54%</td> </tr> <tr> <td>購入金額 / 発行総額</td> <td>約 29.40 億円 (*) / 52 億円 * 5,200 円 × 56.54 万口</td> </tr> <tr> <td>使用された金額</td> <td>約 29.19 億円</td> </tr> <tr> <td>購入総額に対する使用率</td> <td>約 29.19 億円 / 約 29.40 億円 使用率 約 99.28%</td> </tr> <tr> <td>発行総額に対する使用率</td> <td>約 29.19 億円 / 52 億円 使用率 約 56.13%</td> </tr> </tbody> </table>	購入・利用期間	令和7年12月10日～令和8年3月10日	参加要件	区民のみ・先着	商品券利用先	対象店舗：区内の PayPay 加盟店舗のうち、大手事業者（資本金 5,001 万円以上の法人が運営する店舗及び FC 店舗）を除く、足立区が指定した店舗 A券：対象店舗全店で使用可能 B券：対象店舗のうち、従業員数 1,000 人未満の店舗でのみ使用可能	プレミアム率	30% 1 セット 4,000 円で 5,200 円分 (A券 2,600 円、B券 2,600 円)	プレミアム額	12 億円	購入限度	1 人 10 口まで	発行口数	100 万口	区民への周知	①あだち広報 11 月 25 日号（キャンペーン開始周知） ②生活産業広報紙「トキメキ」12 月号（キャンペーン開始周知） ③町会・自治会掲示板へポスター掲出 ④区内公共施設や、区内イベントでチラシ配布	内容	実績	購入ユーザー数	68,398 人	購入口数	約 56.54 万口 / 100 万口 販売達成率 約 56.54%	購入金額 / 発行総額	約 29.40 億円 (*) / 52 億円 * 5,200 円 × 56.54 万口	使用された金額	約 29.19 億円	購入総額に対する使用率	約 29.19 億円 / 約 29.40 億円 使用率 約 99.28%	発行総額に対する使用率	約 29.19 億円 / 52 億円 使用率 約 56.13%
	購入・利用期間	令和7年12月10日～令和8年3月10日																													
	参加要件	区民のみ・先着																													
	商品券利用先	対象店舗：区内の PayPay 加盟店舗のうち、大手事業者（資本金 5,001 万円以上の法人が運営する店舗及び FC 店舗）を除く、足立区が指定した店舗 A券：対象店舗全店で使用可能 B券：対象店舗のうち、従業員数 1,000 人未満の店舗でのみ使用可能																													
	プレミアム率	30% 1 セット 4,000 円で 5,200 円分 (A券 2,600 円、B券 2,600 円)																													
	プレミアム額	12 億円																													
	購入限度	1 人 10 口まで																													
	発行口数	100 万口																													
	区民への周知	①あだち広報 11 月 25 日号（キャンペーン開始周知） ②生活産業広報紙「トキメキ」12 月号（キャンペーン開始周知） ③町会・自治会掲示板へポスター掲出 ④区内公共施設や、区内イベントでチラシ配布																													
	内容	実績																													
購入ユーザー数	68,398 人																														
購入口数	約 56.54 万口 / 100 万口 販売達成率 約 56.54%																														
購入金額 / 発行総額	約 29.40 億円 (*) / 52 億円 * 5,200 円 × 56.54 万口																														
使用された金額	約 29.19 億円																														
購入総額に対する使用率	約 29.19 億円 / 約 29.40 億円 使用率 約 99.28%																														
発行総額に対する使用率	約 29.19 億円 / 52 億円 使用率 約 56.13%																														

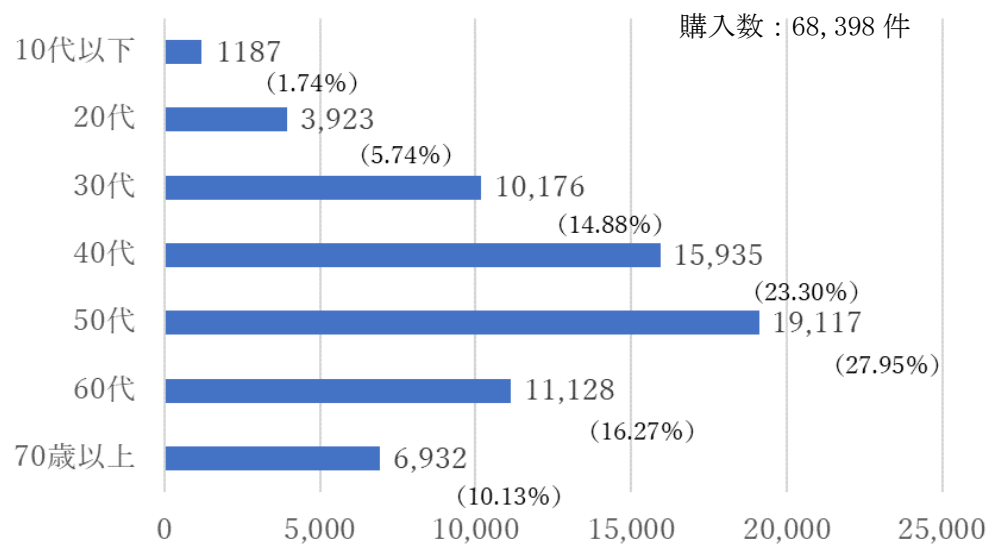
(3) 受託事業者による実績報告に基づく成果分析

ア 各年代使用額比較



※ 金額の右下カッコ内は利用割合

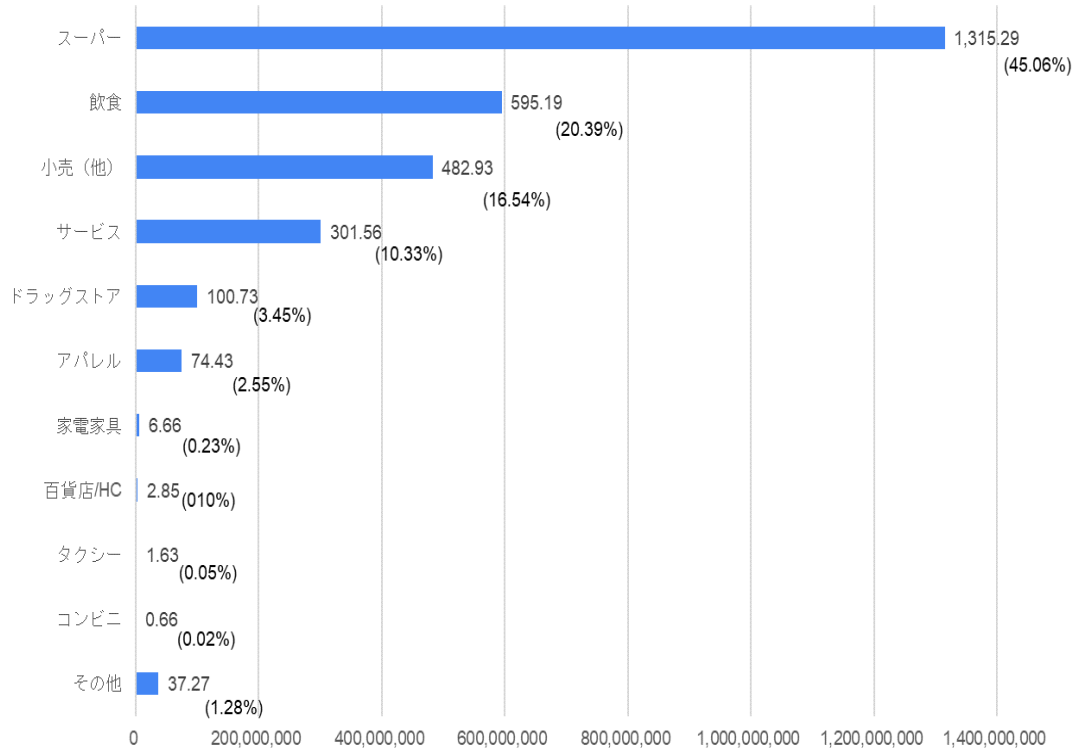
イ 各年代購入者数比較



※ 金額の右下カッコ内は利用割合

ウ 業種別利用傾向

単位：百万



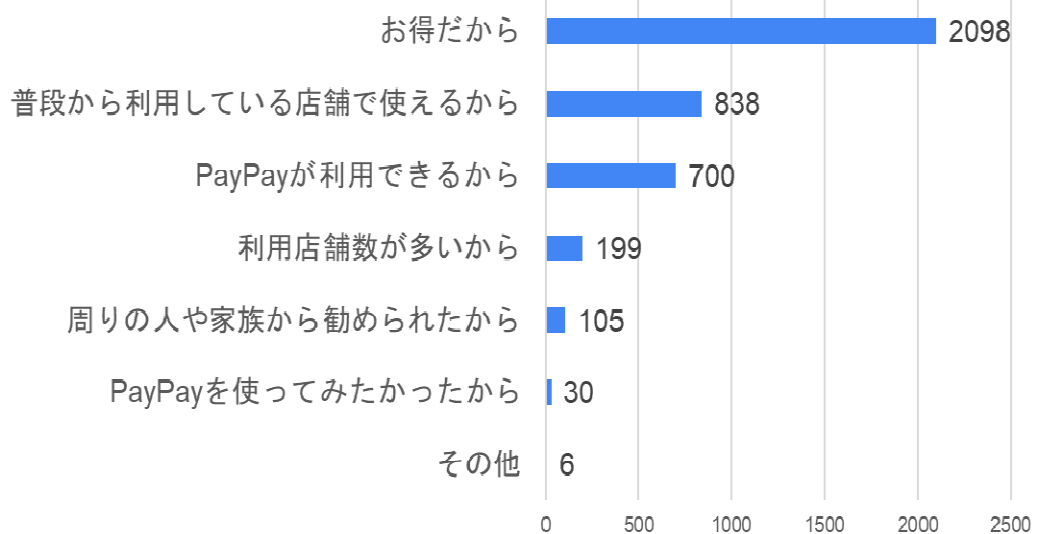
※ 金額の右下カッコ内は利用割合

(4) ユーザーアンケート結果に基づく成果分析

アンケート回答率：3.3% (2,298人 / 68,894人)

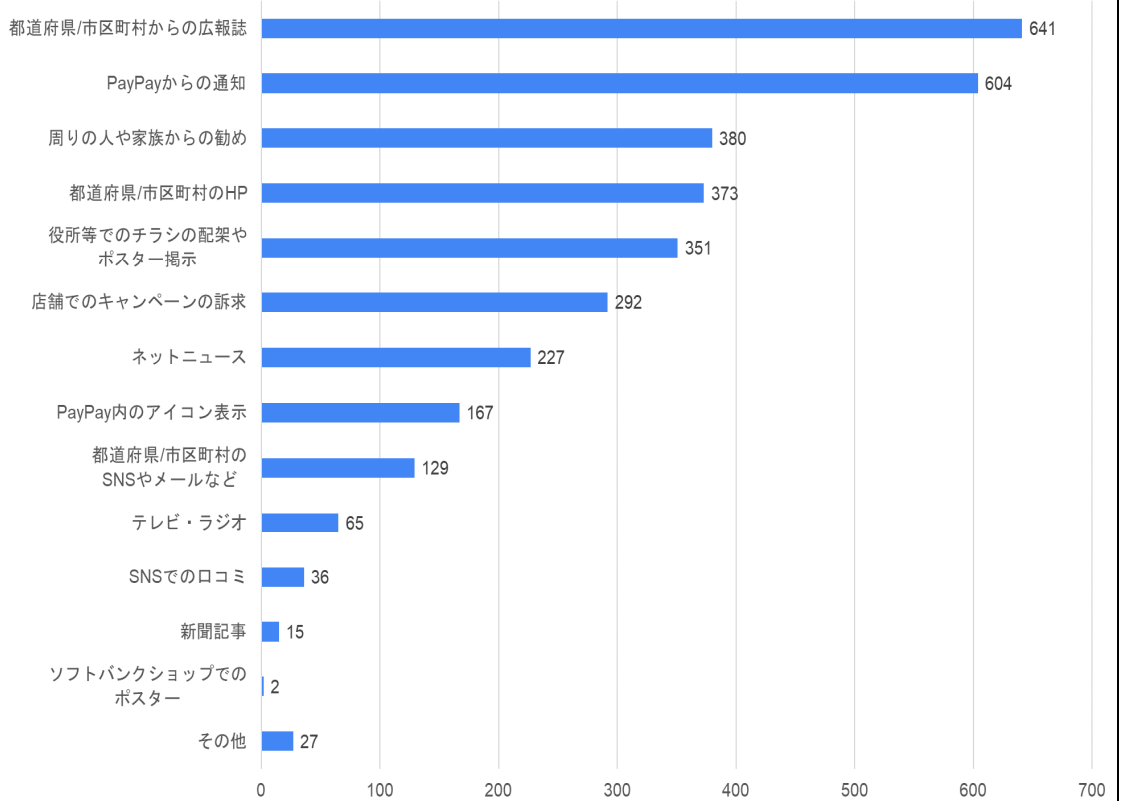
ア 足立区プレミアム商品券(PayPay商品券)を購入した理由 (複数回答可)

回答者=2241



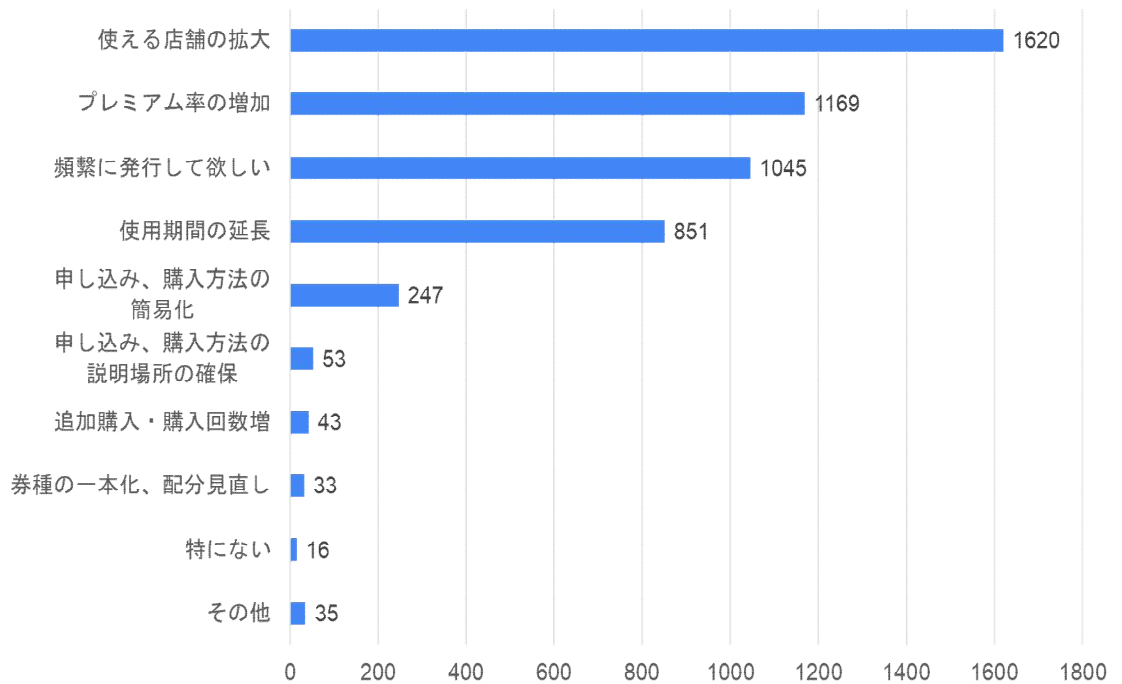
イ 事業について知った方法（複数回答可）

回答者=2241



ウ 今後の改善してほしいところ（複数回答可）

回答者=2241

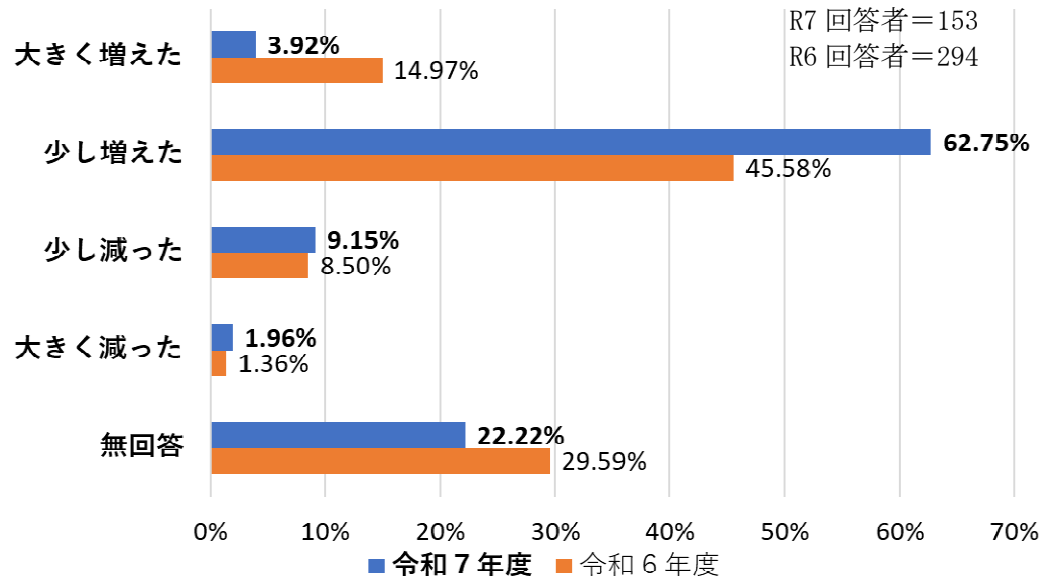


(5) 店舗アンケートに基づく成果分析

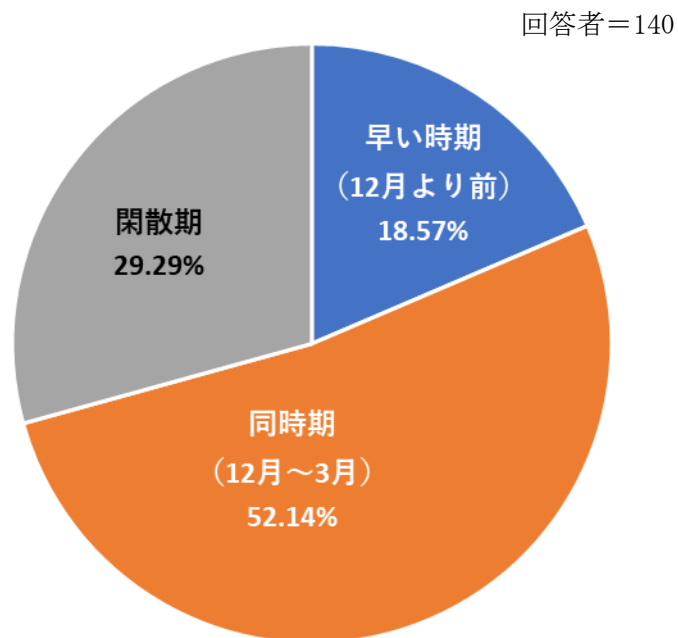
アンケート対象：商連加盟店舗

アンケート回答率：19.4% (257件/1,324件)

ア キャンペーン期間中の売上変化 (PayPay加盟店舗のみ)

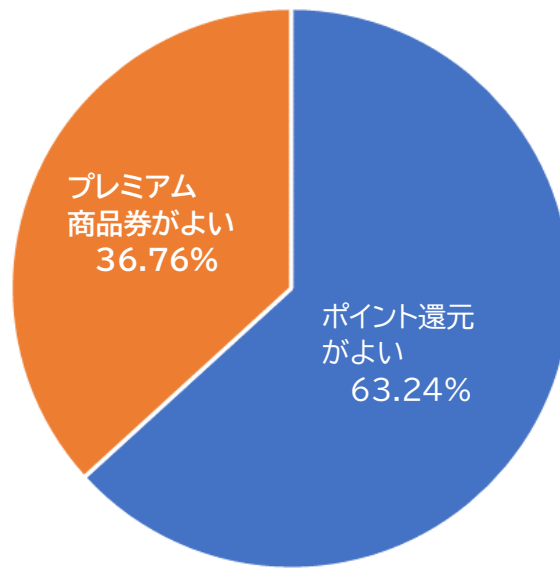


イ キャンペーン実施時期はいつ頃が良いか



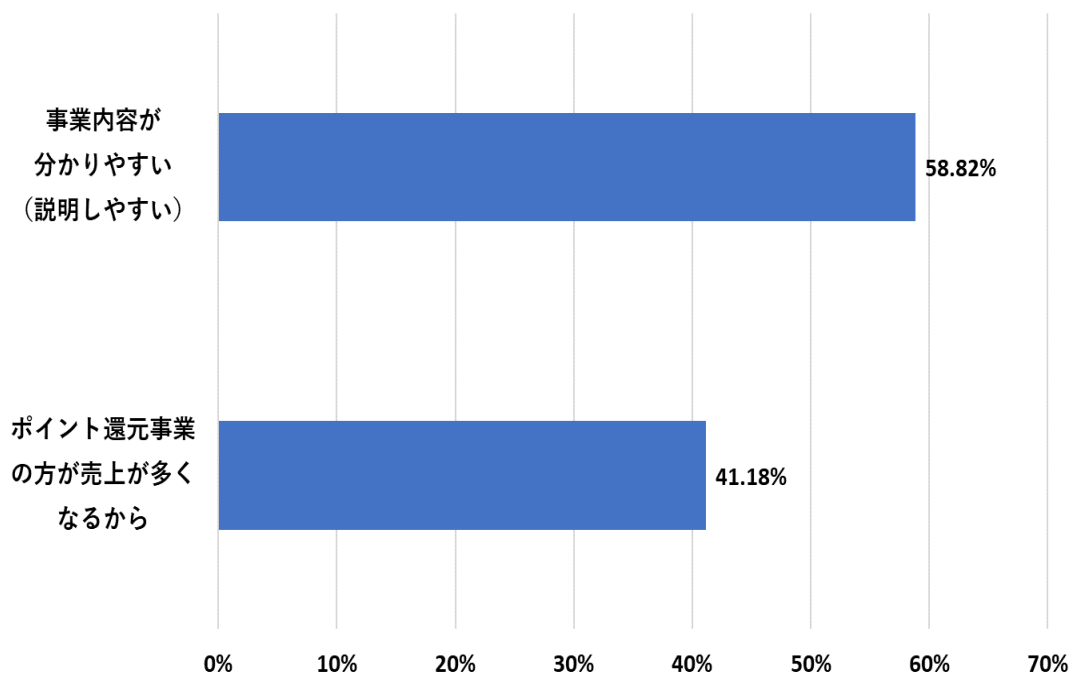
ウ 足立区プレミアム商品券（PayPay商品券）とポイント還元事業はどちらが良いか

回答者=136



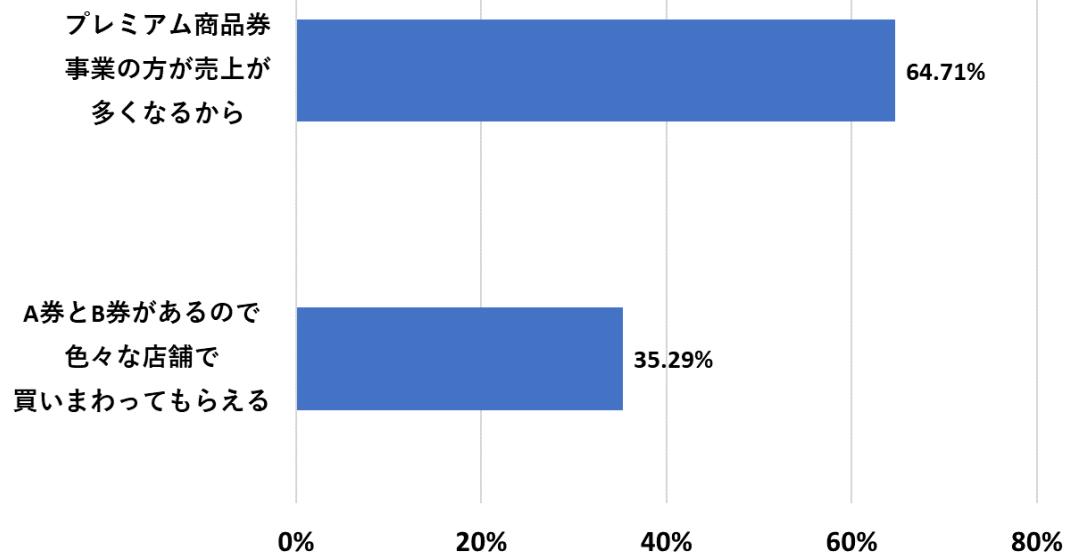
エ ポイント還元事業がよい理由（複数回答可）

回答者=102



オ プレミアム商品券事業がよい理由（複数回答可）

回答者=34



カ キャッシュレス還元キャンペーンについての自由意見

- ① A券B券が複雑だった。
- ② 商品券の購入方法や使用方法がわからなかった。
- ③ 追加購入できないのが不満だった。
- ④ キャッシュレスに理解のない高齢者には不評だった。
- ⑤ お客様は喜んでいたが、店舗側にはメリットがない。

(6) 事業の課題と対応案について

課題	対応可能な案
販売実績の低さ	① 券種の割合を見直し購入意欲を高める ② 二次販売から区外住民も対象とする
購入条件の複雑さ	① 繰り返し購入が可能となるよう事業者システム改修する
アプリ等で対象店舗を検索しづらい	① 店舗名で検索できるよう、事業者システム改修する
店舗の認識不足	① 店舗側への事業内容周知を徹底する ② のぼり旗の送付、案内文を修正する
高齢者への配慮	① サポート窓口の設置期間を延長する ② キャッシュレス決済の利便性を周知する

(7) 総評

- ア 商品券の購入・利用を区民に限定したことで、前年度のポイント還元事業の課題であった「区外ユーザーの利用による予算の区外流出」は解消された。
- イ 販売口数は予定数の約56.54%に留まった。
- ウ 本人確認の手続きが必須、繰り返し購入ができない、商品券のセット販売（A券・B券）、など、購入条件が複雑で買いにくいとの意見が寄せられた。
- エ 本人確認の実施により年代別のデータを取得することができた。
- オ 使える店舗が把握しにくいとの意見が寄せられた。

(8) 足立区議会各会派からのご意見

商品券の制度設計等について、議会各会派にご意見を伺った。

ア 共通の意見

項目	ご意見の内容
販売方法	A券・B券のセット販売は継続でよいが、金額の割合を考慮する必要がある
対象店舗	対象店舗の要件は従前通りでよい
購入対象者	2次販売を実施し、2次販売から区外住民にも先着販売を実施すべき
販売条件	プレミアム率や販売口数は従前通りでよい
販売期間	二次販売の実施に伴い11/1～2/28（4か月）と、1か月前倒すべき。

イ 一部の会派からあった意見

- (ア) 販売するセット数を減らしてプレミアム率を上げるという方法も考えられる。
- (イ) 需要数の予測について、区職員の判断だけではなく、受託事業者など第三者にも意見を求めたほうがよい。
- (ウ) A券とB券の金額割合は小規模事業者に配慮する必要がある。
- (エ) 販売口数が少ない20代・30代に対してアンケートを実施して傾向を把握したほうがよい。
- (オ) 商品券を繰り返し購入できなかったことにより、若い世代の購入につながらなかったのではないか。

(9) 今後の方針

- ア 券種ごとの金額見直しや、区内消費喚起策として区外ユーザーも参加できる二次販売の実施など、制度設計の見直しを行う。
- イ 駅のデジタルサイネージや、対象店舗でのぼり旗設置など若年層に向けた周知を強化していく。

2 第5回レシート de 商品券事業

(1) キャンペーン内容

- ア ㊄スタンプが押された900円以上(税込)の2店舗以上のレシート9枚で、区内共通商品券3,000円分をプレゼント。
- イ 本事業登録店には、協力金として10,000円を支給する。

(2) 事業概要

店舗募集期間	令和8年2月12日～5月13日 ※登録店一覧(紙)掲載は令和8年3月10日まで ※前回登録店へDM発送するほか、生活産業広報紙「トキメキ」(2月号に掲載)やSNSで募集する
区民への周知	① あだち広報4月25日号 ② 区民事務所、住区センター等へチラシ配布 ③ 町会・自治会掲示板へポスター掲出 ④ HP、SNS 等
申請セット配布 (申請書・封筒)	令和8年4月上旬 (配布場所は、区役所、区民事務所、住区センター、登録店舗 等)
商品券プレゼント	3,000円
キャンペーン期間	令和8年4月27日～6月16日
申請受付期間	令和8年4月27日～6月23日(消印有効)
商品券発送期間	令和8年5月10日～8月30日
協力金振込期間	令和8年7月

(3) 登録受付店舗数(3月27日時点)

1,297店

(4) 今後の方針

- ア 4月27日の事業開始に向け、あだち広報4月25日号および区民事務所等へのチラシ配架によって周知を図る。
- イ 9万件的申請到達に向けて、委託事業者と連携し、申請状況や商品券の発送状況等を随時確認していく。

3 足立区商店街応援券事業（商連プレミアム商品券）

(1) 事業概要

券種	紙	デジタル
使用期間	令和8年9月1日～12月31日	
プレミアム率 ※1	20%	30%
発行セット数 ※1	1万セット	3万セット
発行額 ※1 (プレミアム分含む)	1.2億円	3.9億円
プレミアム分	2,000万円	9,000万円
取扱店 ※2	約1,040店 見込	目標1,400店 ※商連加盟・ 未加盟 問わない
事務費 ※3	65,295千円	

※1 デジタル券のプレミアム率、発行セット数を拡大する。

※2 令和8年度は対象店舗を商連加盟店に限定せず、区内中小個店を中心に取扱い店の拡大を図る。

※3 デジタル券の拡大に伴い、開拓業務費、購入手数料が5,412千円増加した。

(2) 今後の方針

足立区商店街振興組合連合会の商品券委員会に出席し、デジタル店舗の開拓状況など進捗状況を確認していく。

産 業 環 境 委 員 会 報 告 資 料

令和8年4月15日

件 名	令和7年度小規模事業者等経営改善補助金の申請状況について																					
所管部課名	産業経済部 産業振興課																					
内 容	<p>経営改善計画作成を通して、区内小規模事業者の資材・燃料高騰に対応する経営力を強化するため、令和7年4月1日から相談受付を開始した「小規模事業者等経営改善補助金」の申請等の状況について報告する。</p> <p>1 令和7年度小規模事業者等経営改善補助金の概要（3月補正後）</p> <p>(1) 補助上限額・補助率</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">判定基準</th> <th style="text-align: center;">上限額</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区内事業者に支払う割合が補助対象経費の1/2以上の場合</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> </tr> <tr> <td>区内事業者に支払う割合が補助対象経費の1/2未満の場合</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補助対象予定者数(予算現額) 3月補正：350者（487,200千円） 当初予算：402者（539,000千円）</p> <p>(3) 計画書作成相談 令和7年4月1日～令和8年1月30日</p> <p>(4) 申請書提出 令和7年5月1日～令和8年1月30日</p> <p>(5) 事業者規模 製造業、建設業、運輸業、その他 30名以下 商業、サービス業 10名以下</p> <p>(6) 令和7年度は区内経済の活性化のため、調達先によって、補助率や補助上限額の面で差別化を図った。 ※1（1）参照</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調達先</th> <th style="text-align: center;">令和5年度(参考)</th> <th style="text-align: center;">令和6年度(参考)</th> <th style="text-align: center;">令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区内</td> <td style="text-align: center;">32.0%</td> <td style="text-align: center;">34.4%</td> <td style="text-align: center;"><u>69.7%</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区外</td> <td style="text-align: center;"><u>68.0%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>65.6%</u></td> <td style="text-align: center;">30.3%</td> </tr> </tbody> </table>	判定基準	上限額	補助率	区内事業者に支払う割合が補助対象経費の1/2以上の場合	250万円	2/3	区内事業者に支払う割合が補助対象経費の1/2未満の場合	150万円	1/2	調達先	令和5年度(参考)	令和6年度(参考)	令和7年度	区内	32.0%	34.4%	<u>69.7%</u>	区外	<u>68.0%</u>	<u>65.6%</u>	30.3%
判定基準	上限額	補助率																				
区内事業者に支払う割合が補助対象経費の1/2以上の場合	250万円	2/3																				
区内事業者に支払う割合が補助対象経費の1/2未満の場合	150万円	1/2																				
調達先	令和5年度(参考)	令和6年度(参考)	令和7年度																			
区内	32.0%	34.4%	<u>69.7%</u>																			
区外	<u>68.0%</u>	<u>65.6%</u>	30.3%																			

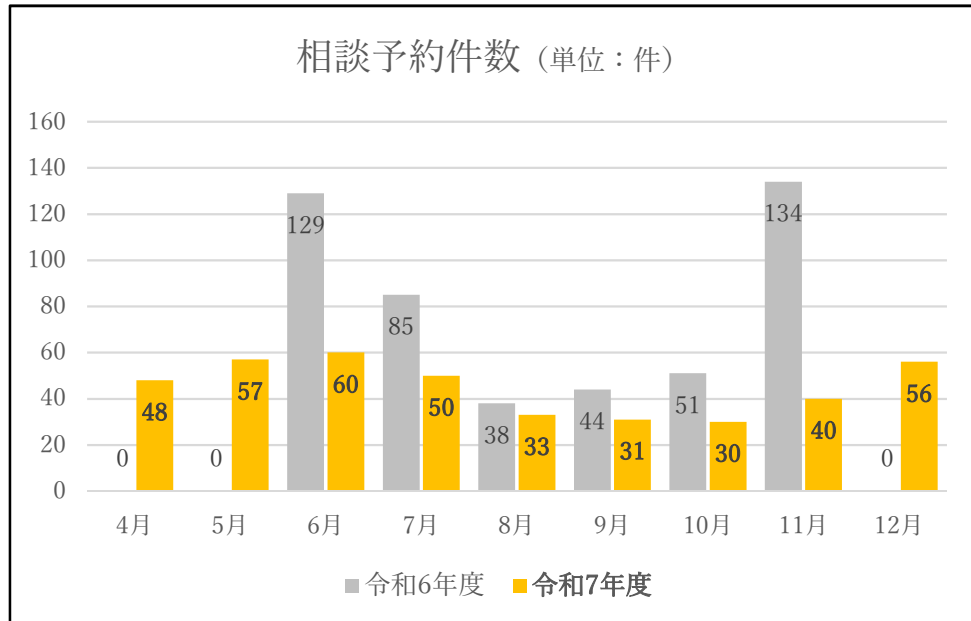
2 申請件数等（2月27日現在）

(1) 相談予約件数 ※相談予約票受理日ベース

令和6年度：481件

令和7年度：438件

【月別内訳】

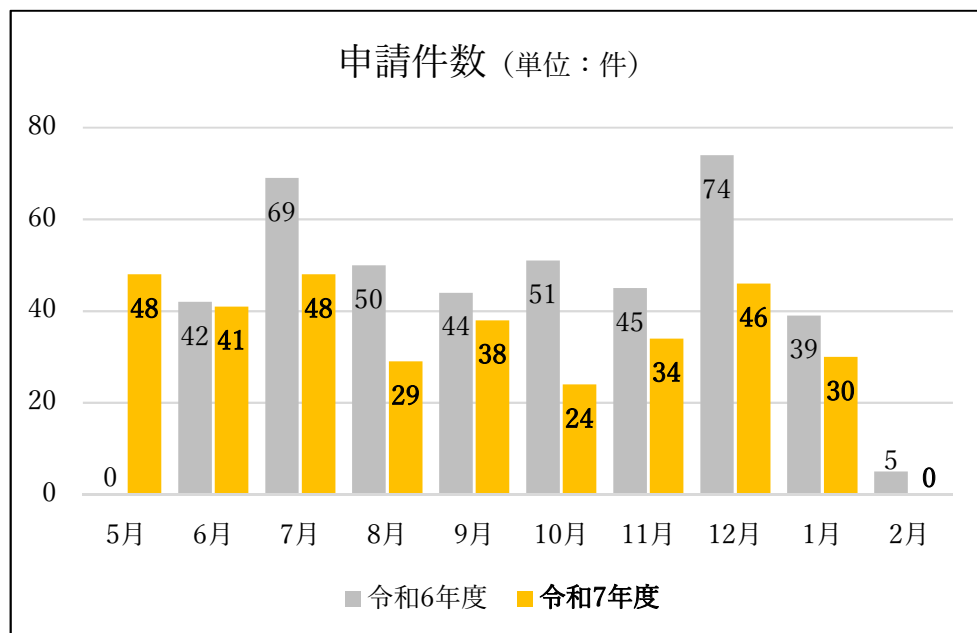


(2) 申請件数 ※交付申請書申請日ベース

令和6年度：419件

令和7年度：338件

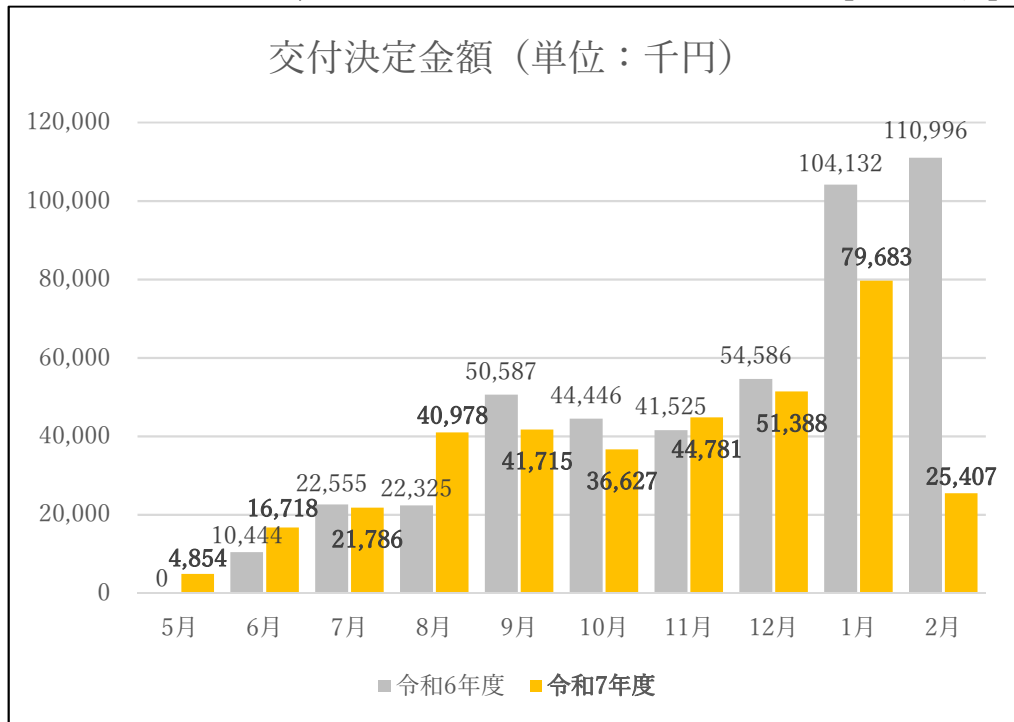
【月別内訳】



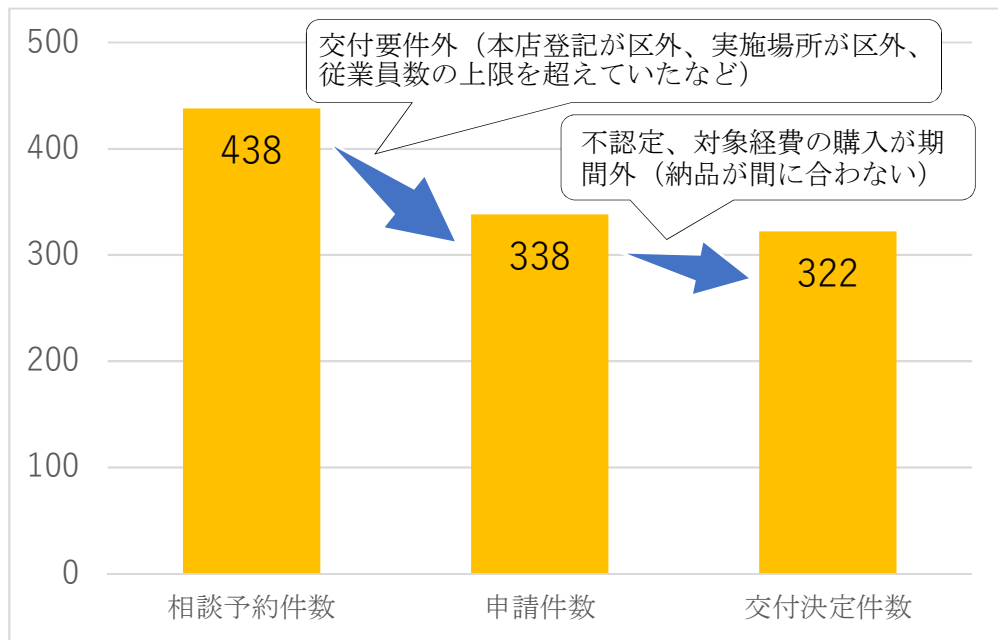
(3) 交付決定金額 ※交付決定日ベース

令和6年度：461,596千円

令和7年度：363,937千円（執行率74.7%）【月別内訳】



※ 相談予約から交付決定に至らない要因等



3 主な申請内容

(1) 製造業

- ア 溶接機、プレス機、裁断機、コンプレッサー
- イ コンピューターミシン、シルク印刷機

(2) 小売業

- ア 新貨幣対応券売機、コイン式洗濯機、生花用冷蔵庫
- イ 店舗改修（ドア・キッチン・客席・トイレ）

(3) サービス業

- ア 歯科治療機、超音波治療器、レントゲン設備、診療チェア
- イ 理容椅子、シャンプー台、美容機器、脱毛器
- ウ 建築工具、蓄電池、高圧洗浄機
- エ 油圧ショベル、エコタイヤ、ミニコンボ、キッチンカー

(4) その他

- エアコン、LED照明（全業種）

4 相談時の希望補助額

平均約141万円（補助上限250万円）

【参考】令和6年度 平均約125万円（補助上限200万円）

5 令和8年度小規模事業者等経営改善補助金について

区内での完全移転の場合の店舗改修や設備購入の経費などを補助対象に追加する。

6 今後の方針等

本補助制度の情報について周知徹底を図り、より多くの区内事業者にご利用いただき、区内経済の活性化につなげていく。

産 業 環 境 委 員 会 報 告 資 料

令和8年4月15日

件 名	「第二次あだち都市農業振興プラン（中間見直し改定版）」の策定について
所管部課名	産業経済部 産業振興課
内 容	<p>「第二次あだち都市農業振興プラン（中間見直し改定版）」の策定について報告する。</p> <p>1 策定の背景と目的</p> <p>(1) 第二次あだち都市農業振興プランは令和2年度からおおむね10年間を計画期間としており、計画期間の中間年となる令和7年度に社会情勢・経済の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、数値の更新や事業・指標の修正など中間見直しを実施した。</p> <p>(2) 「第二次あだち都市農業振興プラン（中間見直し改定版）」（以下、「プラン」）の策定について、東京スマイル農業協同組合及び足立区農業委員会の意見書を添付して東京都に協議し、令和8年2月26日付（3月11日收受）で東京都から同意を得られたので、令和8年3月にプランを策定した。</p> <p>2 中間見直しのポイント</p> <p>(1) 事業について</p> <p>これまでのあだち都市農業振興プラン推進協議会での意見等を踏まえ、コスト面、担い手確保の面等で農業者にとって負担が重くなる事業はプランから外し、社会情勢や経済の変化等を鑑み、今日的課題として新たに推進していく事業を追加した。</p> <p>ア プランから外す事業（3事業）</p> <p>(ア) 農家レストラン 理由：コストや担い手確保等のハードルが高いため</p> <p>(イ) 福祉との連携 理由：コスト面等でハードルが高いため</p> <p>(ウ) 大学や金融機関等との連携 理由：連携体制のコスト面等でハードルが高いため</p> <p>イ 新たにプランに追加する事業（2事業）</p> <p>(ア) 東京都エコ農産物認証制度の推進 理由：施策体系の「東京都GAPの推進」事業について、現状では取得が難しい農家が多いことから「エコ農産物」の推進も併せて支援するため</p> <p>(イ) 農地保全のための補助事業 理由：生産関連資材等の物価状況は厳しく、また近年の気候変動による猛暑は農業経営にも大きな影響を与えており、施設整備等の支援をして農地の保全を図るため</p>

(2) 指標について

P D C Aサイクルで事業がまわるように活動指標の先に成果指標を明示するとともに、区内農業を取り巻く変化を踏まえた事業の見直しにより、指標をプランから外し追加した。

ア プランから外した指標（3指標）

(ア) 施策1「担い手の確保・支援」から外す（1指標）

① 農業ボランティア派遣延べ人数

(イ) 施策2「区内産農産物の消費拡大」から外す（1指標）

① 区民の1日あたりの野菜摂取量

(ウ) 施策3「多面性を生かした都市農地の保全・活用」から外す（1指標）

① 生産緑地面積

イ プランに追加した指標（8指標）

(ア) 施策1「担い手の確保・支援」に追加（2指標）

① 農業ボランティア実稼働割合

② 農業の担い手人数《成果指標》

(イ) 施策2「区内産農産物の消費拡大」に追加（2指標）

① 庭先直売所を行っている農業者の数

② 直売所で野菜を買ったことがある区民の割合《成果指標》

(ウ) 施策3「多面性を生かした都市農地の保全・活用」に追加（2指標）

① 農地保全のための補助金活用数

② 都市農地の面積《成果指標》

(エ) 施策4「情報発信と関係機関との連携」に追加（2指標）

① 情報発信の回数

② 庭先直売所の利用・認知度《成果指標》

3 プラン

別添資料のとおり。

4 プランの評価方法

あだち都市農業振興プラン推進協議会を年1回程度開催し、P D C Aサイクルによる評価及び改善等を行っていく。また、令和12年度にはプランの改定を行う予定である。

5 今後の方針等

令和8年4月にプラン策定の公告を行う。

産 業 環 境 委 員 会 報 告 資 料

令和8年4月15日

件 名	足立区農業生産資材等高騰対策臨時補助金の新設について										
所管部課名	産業経済部 産業振興課										
内 容	<p>足立区農業生産資材等高騰対策臨時補助金の新設について報告する。</p> <p>1 足立区農業生産資材等高騰対策臨時補助金</p> <p>(1) 新設の目的</p> <p>区は、第二次あだち都市農業振興プランに基づき、担い手不足などから減少傾向にある区内農地の保全に取り組んでいる。気候変動や原油高等の影響により、農業に特有の種苗や肥料等の価格が高騰しており緊急の補助の必要性があるため、区内農業の主たる担い手である足立区認定農業者を補助対象とし、補助事業を新設する。</p> <p>(2) 補助事業内容</p> <table border="1" data-bbox="395 875 1437 1285"> <tr> <td>予 算 額</td> <td>10,500千円</td> </tr> <tr> <td>対 象 経 費</td> <td>種苗費、肥料費、農業用動力光熱費</td> </tr> <tr> <td>補助限度額</td> <td>300千円</td> </tr> <tr> <td>補 助 率</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>補 助 対 象</td> <td>足立区認定農業者及び足立区認定新規就農者 34経営体</td> </tr> </table> <p>(3) 時限設定</p> <p>令和8年度1年間限定</p> <p>2 今後の方針等</p> <p>足立区認定農業者及び足立区認定新規就農者あてに、当該事業の案内文を郵送する。</p>	予 算 額	10,500千円	対 象 経 費	種苗費、肥料費、農業用動力光熱費	補助限度額	300千円	補 助 率	1/2	補 助 対 象	足立区認定農業者及び足立区認定新規就農者 34経営体
予 算 額	10,500千円										
対 象 経 費	種苗費、肥料費、農業用動力光熱費										
補助限度額	300千円										
補 助 率	1/2										
補 助 対 象	足立区認定農業者及び足立区認定新規就農者 34経営体										

産業環境委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	「しょうぶまつり&世界の食広場」の開催について									
所管部課名	産業経済部 産業振興課、一般財団法人足立区観光交流協会、 都市建設部 道路公園整備室 <u>パークイノベーション推進課</u>									
内容	<p>「しょうぶまつり&世界の食広場」を、以下のとおり開催するので報告する。</p> <p>1 目的 区立しょうぶ沼公園のハナショウブの魅力を活かした「しょうぶまつり」と、都立東綾瀬公園でのフードイベント「世界の食広場」を同時に実施することで、区内外から多くの人を集め、地域の活性化に寄与する。</p> <p>2 実施概要</p> <p>(1) 主催 一般財団法人足立区観光交流協会、足立区</p> <p>(2) 日時 令和8年6月6日(土)、7日(日) 午前10時から午後4時まで ※ 世界の食広場は、午後6時まで</p> <p>(3) 会場 ア 「しょうぶまつり」 区立しょうぶ沼公園 イ 「世界の食広場」 都立東綾瀬公園ハト広場</p> <p>(4) セレモニー(案) 地元の町会・自治会及び商店街の関係者を招き、以下のとおり開催する。</p> <table border="1" data-bbox="416 1323 1362 1630"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>会場</th> <th>日時(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オープニング セレモニー</td> <td>しょうぶ沼公園</td> <td>令和8年6月6日(土) 9:45~</td> </tr> <tr> <td>グリーティング セレモニー</td> <td>東綾瀬公園 ハト広場</td> <td>令和8年6月6日(土) 11:30~</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 内容(案)</p> <p>ア しょうぶ沼公園会場 ① しょうぶ田の開放・木道設置 ② ハナショウブの解説、地元商店街の模擬店、足立区友好自治体の物産展など</p> <p>イ 都立東綾瀬公園会場 ① 世界の食広場(世界25か国程度の料理を販売) ② PR展(区、東京メトロ、東京都水道局、足立成和信用金庫など) ③ 大道芸</p> <p>ウ スタンプラリー(両会場を結ぶコースで、完歩賞あり)</p>	名称	会場	日時(予定)	オープニング セレモニー	しょうぶ沼公園	令和8年6月6日(土) 9:45~	グリーティング セレモニー	東綾瀬公園 ハト広場	令和8年6月6日(土) 11:30~
名称	会場	日時(予定)								
オープニング セレモニー	しょうぶ沼公園	令和8年6月6日(土) 9:45~								
グリーティング セレモニー	東綾瀬公園 ハト広場	令和8年6月6日(土) 11:30~								

3 今後の方針等

- (1) 昨年度は整備された綾瀬駅東口駅前交通広場とハト広場と一体的に使用し、「世界の食広場」のレパトリーを23か国から25か国に、出店数は22店から36店に増やした。今年度も同規模で実施する。
- (2) 会場設営、警備、運營業務の一括委託契約を今年度も継続し、「足立の花火」の一週間後の開催で業務が繁忙となる状況でも、滞りなくイベントを開催できるよう準備を進める。